

平成18年第1回
笠間市議会臨時会会議録 第2号

平成18年4月5日 午前10時04分開議

出席議員

議長	34	番	大	関	久	義	君
副議長	14	番	畑	岡		進	君
	1	番	鈴	木		努	君
	2	番	石	田	安	夫	君
	3	番	金	澤	克	彦	君
	4	番	蛭	澤	幸	一	君
	5	番	野	口		圓	君
	6	番	佐	宗	裕	子	君
	7	番	成	田		正	君
	8	番	藤	枝		浩	君
	9	番	鈴	木	裕	士	君
	10	番	村	上		武	君
	11	番	鈴	木	貞	夫	君
	12	番	西	山		猛	君
	13	番	石	松	俊	雄	君
	15	番	鹿	志	村	清	一
	16	番	海	老	澤		勝
	17	番	萩	原	瑞	子	君
	18	番	飯	田	正	憲	君
	19	番	上	野	龍	一	君
	20	番	川	澄	清	子	君
	21	番	中	澤		猛	君
	22	番	川	崎	幸	助	君
	23	番	上	野		登	君
	24	番	菅	原		毅	君
	25	番	村	田	定	男	君
	26	番	箱	田	信	夫	君
	27	番	阿	内	武	臣	君
	28	番	高	安	勝	美	君

29	番	宮	本	昇	君
30	番	横	倉	きん	君
31	番	小	磯	章一	君
32	番	町	田	征久	君
33	番	枝	川	永男	君
35	番	市	村	博之	君
36	番	石	田	好一	君
37	番	野	原	義昭	君
38	番	赤	津	榮之丞	君
39	番	杉	山	一秀	君
40	番	斉	藤	清英	君
41	番	渡	辺	浩一	君
43	番	大	貫	千尋	君
44	番	柴	沼	広	君
45	番	小	園江	一三	君
46	番	須	藤	勝雄	君
47	番	常	井	茂男	君
48	番	竹	江	浩	君
50	番	石	崎	勝三	君
51	番	常	井	好美	君
52	番	海	老澤	勝男	君
53	番	藤	枝	一弘	君
54	番	山	口	滋雄	君
55	番	小	池	忠	君

欠 席 議 員

な し

出 席 説 明 者

市長職務執行者	磯	良史	君
教 育 長	菅 谷	輝 夫	君
市長公室長	永 井	久	君
総 務 部 長	畑 岡	洋	君
市民生活部長	野 口	直 人	君
保健福祉部長	加 藤	法 男	君

産業経済部長	青木 繁 君
都市建設部長	澤 畠 守 夫 君
上下水道部長	早乙女 正 利 君
教育次長	塩 田 満 夫 君
福祉事務所長	保 坂 悦 男 君
合併管理室長	仲 村 洋 君
笠間支所長	寺 崎 滋 君
岩間支所長	成 田 均 君
消 防 長	青 木 昭 一 君
会 計 課 長	郡 司 弘 君
監査委員事務局長	西連寺 洋 人 君

出席議会事務局職員

事 務 局 長	鈴 木 健 二
事 務 局 次 長	中 田 明
次 長 補 佐	柴 山 昭
主 査	飛 田 信 一
係 長	山 田 正 巳

議 事 日 程 第 2 号

平成18年4月5日(水曜日)

午 前 10 時 開 議

- 日程第1 会議録署名議員の指名について
- 日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて(笠間市条例の制定について)
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて(茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について)
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて(水戸地方広域市町村圏協議会への加入について)
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて(公の施設の広域利用に関する協議について)
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて(茨城租税債権管理機構規約の一部改正について)
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて(茨城地方広域環境事務組合規約の一部改正について)

- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市等公平委員会への加入について）
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託について）
- 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（町（字）の名称の変更について）
- 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市一般会計暫定予算）
- 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市国民健康保険特別会計暫定予算）
- 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市老人保健特別会計暫定予算）
- 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市介護保険特別会計暫定予算）
- 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市公共下水道事業特別会計暫定予算）
- 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市農業集落排水事業特別会計暫定予算）
- 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市立病院事業会計暫定予算）
- 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市友部水道事業会計暫定予算）
- 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市笠間水道事業会計暫定予算）
- 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市岩間水道事業会計暫定予算）
- 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市工業用水道事業会計暫定予算）
- 報告第21号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市指定金融機関の指定について）
- 報告第22号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市及び城里町の消防事務委託について）
- 報告第23号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）

- 報告第24号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第25号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市一般会計暫定予算）
- 報告第27号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市国民健康保険特別会計暫定予算）
- 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市老人保健特別会計暫定予算）
- 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市介護保険特別会計暫定予算）
- 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計暫定予算）
- 報告第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計暫定予算）
- 報告第32号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計暫定予算）
- 報告第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市立病院事業会計暫定予算）
- 報告第34号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市友部水道事業会計暫定予算）
- 報告第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市笠間水道事業会計暫定予算）
- 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市岩間水道事業会計暫定予算）
- 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市工業用水道事業会計暫定予算）
- 報告第38号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）

日程第3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

1. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名議員の指名について

- 日程第2 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市条例の制定について）
- 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について）
- 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会への加入について）
- 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（公の施設の広域利用に関する協議について）
- 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（茨城租税債権管理機構規約の一部改正について）
- 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（茨城地方広域環境事務組合規約の一部改正について）
- 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市等公平委員会への加入について）
- 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託について）
- 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（町（字）の名称の変更について）
- 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市一般会計暫定予算）
- 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市国民健康保険特別会計暫定予算）
- 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市老人保健特別会計暫定予算）
- 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市介護保険特別会計暫定予算）
- 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市公共下水道事業特別会計暫定予算）
- 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市農業集落排水事業特別会計暫定予算）
- 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市立病院事業会計暫定予算）
- 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市友部水道事業会計暫定予算）

- 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市笠間水道事業会計暫定予算）
- 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市岩間水道事業会計暫定予算）
- 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市工業用水道事業会計暫定予算）
- 報告第21号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市指定金融機関の指定について）
- 報告第22号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市及び城里町の消防事務委託について）
- 報告第23号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第24号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第25号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市一般会計暫定予算）
- 報告第27号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市国民健康保険特別会計暫定予算）
- 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市老人保健特別会計暫定予算）
- 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市介護保険特別会計暫定予算）
- 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計暫定予算）
- 報告第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計暫定予算）
- 報告第32号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計暫定予算）
- 報告第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市立病院事業会計暫定予算）
- 報告第34号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市友部水道事業会計暫定予算）

報告第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市笠間水道事業会計暫定予算）

報告第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市岩間水道事業会計暫定予算）

報告第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市工業用水道事業会計暫定予算）

報告第38号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）

日程第3 各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

午前10時04分開議

開議の宣告

議長（大関久義君） おはようございます。

ご報告申し上げます。

ただいまの出席議員は全員であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

諸般の報告

議長（大関久義君） この際、諸般の報告をいたします。

昨日開催されました各常任委員会、議会運営委員会、笠間市政治倫理調査特別委員会におきまして、お手元に配付いたしました資料のとおり正副委員長が互選されました。ごらんおきいただきたいと思います。

次に、地方自治法第121条の規定により、出席を求めた者及び事務局職員出席者は、お手元に配付いたしました文書のとおりであります。

以上で諸般の報告を終わります。

議事日程の報告

議長（大関久義君） 本日の議事日程につきましては、お手元に配付しました議事日程表のとおりといたします。

これより議事日程に入ります。

会議録署名議員の指名

議長（大関久義君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員は、会議規則第81条の規定により、議長において、1番鈴木 努君、2番石田安夫君を指名いたします。

-
- 報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市条例の制定について）
 - 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について）
 - 報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会への加入について）
 - 報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（公の施設の広域利用に関する協議について）
 - 報告第5号 専決処分の承認を求めることについて（茨城租税債権管理機構規約の一部改正について）
 - 報告第6号 専決処分の承認を求めることについて（茨城地方広域環境事務組合規約の一部改正について）
 - 報告第7号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市等公平委員会への加入について）
 - 報告第8号 専決処分の承認を求めることについて（汚泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託について）
 - 報告第9号 専決処分の承認を求めることについて（町（字）の名称の変更について）
 - 報告第10号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市一般会計暫定予算）
 - 報告第11号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市国民健康保険特別会計暫定予算）
 - 報告第12号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市老人保健特別会計暫定予算）
 - 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市介護保険特別会計暫定予算）
 - 報告第14号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市公共下水道事業特別会計暫定予算）
 - 報告第15号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市農業集落排水事業特別会計暫定予算）
 - 報告第16号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市立病院事業会計暫定予算）

- 報告第17号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市友部水道事業会計暫定予算）
- 報告第18号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市笠間水道事業会計暫定予算）
- 報告第19号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市岩間水道事業会計暫定予算）
- 報告第20号 専決処分の承認を求めることについて（平成17年度笠間市工業用水道事業会計暫定予算）
- 報告第21号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市指定金融機関の指定について）
- 報告第22号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市及び城里町の消防事務委託について）
- 報告第23号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例）
- 報告第24号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市税条例の一部を改正する条例）
- 報告第25号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例）
- 報告第26号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市一般会計暫定予算）
- 報告第27号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市国民健康保険特別会計暫定予算）
- 報告第28号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市老人保健特別会計暫定予算）
- 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市介護保険特別会計暫定予算）
- 報告第30号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計暫定予算）
- 報告第31号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計暫定予算）
- 報告第32号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計暫定予算）
- 報告第33号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市立病院事業会計暫定予算）
- 報告第34号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市友部水道事業会計暫定予算）

- 報告第35号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市笠間水道事業会計暫定予算）
- 報告第36号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市岩間水道事業会計暫定予算）
- 報告第37号 専決処分の承認を求めることについて（平成18年度笠間市工業用水道事業会計暫定予算）
- 報告第38号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）

議長（大関久義君） 日程第2、報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市条例の制定について）から報告第38号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市手数料条例の一部を改正する条例）まで、以上38件を一括議題といたします。

まず初めに、報告第1号について説明を求めます。

総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 報告第1号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回、ご報告いたします案件は、笠間市役所の位置設定条例を初めといたしまして、報告議案書の別紙、笠間市条例一覧にございますように、合併に伴う合計203件に及ぶ条例の制定であり、地方自治法第179条第1項の規定によりまして、別紙のとおり処分をしたので報告をし、承認を求めるものであります。

改めてご説明をさせていただきますと、これらの条例につきましては、その制定の根拠を地方自治法、地方公務員法などの地方公共団体としての基本法に置くもの、あるいは情報公開法、行政手続法などの一般法に置くもの、さらには児童福祉法、都市計画法といたしました個別の法律に基づくものなど、さまざまでございます。

さらに、条例の制定の過程におきましても、合併協議の結果によるもの、あるいは3市町の事務事業の調整を経て政策に至ったものなど、その過程においてもさまざまな経過がございます。

203件の内訳でございますけれども、3市町にあったもの89件、笠間市にあったものが49件、友部町にあったものが24件、岩間町にあったものが19件、笠間・友部にあったものが8件、笠間・岩間にあったものが7件、友部・岩間にあったものが4件、新しい規定が3件、合計203件であります。

このような条例のすべてを報告書として本来は印刷し、提出をするわけでございますが、余りにも膨大な量となりますから、報告議案書の別添といたしまして笠間市条例集を配付させていただいたところでございます。笠間市条例集目次に沿って説明をさせていただきたいと存じますので、よろしく願いをいたしたいと思っております。

まず、笠間市の総規といたしまして、市政にかかわる笠間市役所の位置設定条例や公告

式条例を設定いたしましたところでございます。

次に、議会にかかわるものとして、笠間市議会定例会条例等を制定しております。

次に、執行機関として、行政組織に関する条例、行政手続に関する条例、情報公開や個人情報に関する条例、災害対策に関する条例等を制定しております。この中には特に、昨年、旧笠間市で制定いたしました笠間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部の条例、さらに笠間市国民保護協議会条例が含まれているわけであります。

さらに、笠間市行政手続条例は、行政手続に関し共通する事項を定めることによって、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図っております。

また、笠間市パブリック・コメント手続条例は、市民の市政への積極的な参加を促し、市民との協働による開かれた市政の推進を目的としております。

続きまして、教育委員会や選挙管理委員会等の行政委員会や委員に必要な条例、さらには議員や職員の給与に関するものとして、議員の報酬及び費用弁償に関する条例や、職員の給与に関する条例等を制定してございます。

続きまして、財務に関するものとして、市税条例や手数料条例、特別会計条例、各種基金条例等を制定してございます。

それから、市民生活にかかわるものとして、笠間市福祉事務所設置条例や国民健康保険条例、市立病院条例、環境基本条例等を制定してございます。中でも環境問題に関しましては、笠間市環境基本条例、笠間市すみよい環境条例により、美しいまちづくりを目指しております。

それから、産業経済や建設にかかわるものとして、農業委員会の定数条例、工場誘致条例、公園の設置管理条例、都市計画審議会条例、公共下水道条例、市営住宅管理条例等を制定してございます。中でも公園や施設等の管理に関する条例は、今回の合併によりまして、笠間芸術の森公園、北山公園、あたご天狗の森など10件を制定してございます。

それから、公営企業にかかわるものとして、水道事業に関する条例、消防にかかわるものとして、消防本部及び消防署の設置に関する条例等を制定してございます。

それから、教育にかかわるものとして、市立学校の設置に関する条例、社会教育委員に関する条例、スポーツ振興審議会条例、文化財保護条例等を制定してございます。

最後になりますが、その他として、笠間市大池田財産区条例を初めとした大池田財産区に関する条例も、合併協議により新市に引き継いでございます。

以上、203件に及びます即日施行すべき条例ということで、3月19日に専決処分させていただいたものでございます。どうぞよろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 次に、報告第2号、報告第3号、報告第4号について説明を求めます。

市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 報告第2号 専決処分の承認を求めることについて（茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少について）。

報告第2号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

茨城県市町村総合事務組合を組織する地方公共団体の数の減少については、本年1月1日から3月27日までの間、市町村の廃置分合に伴い、組合を組織する団体に減少が生じることから、地方自治法第286条第1項の規定に基づき、組織市町村の議会の議決を得て県知事に許可申請をするため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしく申し上げます。

続きまして、報告第3号 専決処分の承認を求めることについて（水戸地方広域市町村圏協議会への加入について）。

報告第3号 専決処分の承認を求めることについての提案理由の説明を申し上げます。

水戸地方広域市町村圏協議会への加入については、構成市町村であった旧笠間市、旧友部町、旧岩間町が平成18年3月18日、同協議会を脱退したことにより、新たに笠間市が同月19日付で加入するため、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしく申し上げます。

続きまして、報告第4号 専決処分の承認を求めることについて（公の施設の広域利用に関する協議について）。

報告第4号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

水戸地方広域市町村圏協議会構成市町村が設置している公の施設の広域利用に関する協議については、旧笠間市、旧友部町、旧岩間町の合併に伴い、構成市町村が変更されることから、平成18年3月19日付で新たに協定を締結する必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（大関久義君） 次に、報告第5号について説明を求めます。

総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 報告第5号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

茨城租税債権管理機構規約の一部改正については、平成18年1月1日から同年3月27日までの間に効力を生じた茨城租税債権管理機構を組織する市町村の合併によりまして、規約中の関係市町村の表示を改める必要があるため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

3枚目をごらんいただきたいと思います。別表第1につきましては、茨城租税債権管理機構を組織する関係市町村の規定でございます。平成18年1月1日に水海道市が石下町を

編入合併し常総市となったのを初め、下妻市が千代川村を、土浦市が新治村を、そして笠間市、さらに伊奈町、谷和原村のつくばみらい市、小川町、美野里町、玉里村の小美玉市、平成18年3月27日までに6カ所の合併が行われ、茨城県内の市町村が44になったものであります。

別表第2につきましては、構成議員の選挙の規定でございます。関係市町村の改正によりまして、選挙区ごとの表示の該当部分を改正するものであります。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 次に、報告第6号について説明を求めます。

市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 報告第6号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

茨城地方広域環境事務組合同規約の一部改正については、小川町、美野里町及び玉里村の合併に伴い、平成18年3月26日をもって、茨城地方広域環境事務組合から美野里町を脱退せしめるとともに、同年3月27日から小美玉市が同組合に加入することとし、同日から茨城地方広域環境事務組合同規約を変更することについて専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

議長（大関久義君） 次に、報告第7号について説明を求めます。

監査委員事務局長西連寺洋人君。

監査委員事務局長（西連寺洋人君） 報告第7号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

笠間市等公平委員会への加入については、合併に伴い、旧笠間市、旧友部町、旧岩間町及び旧友部・笠間広域下水道組合が平成18年3月18日限りで笠間市西茨城郡公平委員会を共同設置する地方公共団体から脱退したことにより、新たに誕生した笠間市を同年3月19日から加入させるとともに、笠間市西茨城郡公平委員会の名称を笠間市等公平委員会に改めるもので、議会を招集するいとまがないため、専決処分したので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

以上です。

議長（大関久義君） 次に、報告第8号について説明を求めます。

上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 報告第8号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

今回の専決処分の報告については、平成18年3月19日に笠間市が設置されたことに伴い、旧友部・笠間広域下水道組合及び岩間町が茨城県との間で締結をしておりました污泥焼却炉施設等の建設及び維持管理に関する事務の委託につきまして、新たに笠間市がその地位

を継承することに伴い、専決処分をしたもので、地方自治法第 179条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしく申し上げます。

以上です。

議長（大関久義君） 次に、報告第 9 号、10号について説明を求めます。

総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 報告第 9 号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

笠間市、西茨城郡友部町、同郡岩間町の廃置分合に伴う町（字）の名称変更については、地方自治法第 179条第 1 項の規定に基づき、平成18年 3 月19日、別紙のとおり専決処分をいたしましたので、同条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

変更内容につきましては、3 枚目の変更調書でございますとおり、旧友部町、旧岩間町で使用していた大字の文字表示を除き、旧友部町の駅前を友部駅前に変更するものでございますので、ご承認をいただきますようお願いいたします。

次に、報告第10号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市一般会計暫定予算については、平成18年 3 月19日、市町村合併に伴う新笠間市誕生によりまして予算調製の必要が生じたために、歳入では未収額を、歳出では未執行額、未払額及び補正対応分を計上し、専決処分をしたもので、地方自治法第 179条第 3 項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

まず、予算書の 1 ページでございます。平成17年度笠間市一般会計暫定予算でございますが、第 1 条では歳入歳出暫定予算の総額を45億円と定めてございます。第 2 条では継続費について、第 3 条では繰越明許費について、第 4 条では債務負担行為について、第 5 条では地方債について、第 6 条では一時借入金、最高額を 8 億円と定めているものであります。第 7 条では歳出予算の流用することのできる場合について定めてございます。

それでは、歳入歳出暫定予算の中で主なものを申し上げます。2 ページから 3 ページをお開きいただきたいと思います。

歳入の主なものでございますが、年度末の収入となります国庫支出金10億 5,386万 7,000円、県支出金 7 億 9,813万 1,000円、ページを返していただきまして、市債13億90万円などがございます。

また、合併に伴うものといたしまして、諸収入の雑入 2 億 7,179万 9,000円のうち、広域消防精算剰余金 7,820万円、旧市町精算剰余金 8,123万 4,000円を計上してございます。

次に、歳出の主なものを申し上げます。5 ページをお開き願いたいと思います。総務費総務管理費の中に打ち切り決算の財源不足を補うために繰りかえ運用した財政調整基金の積立金11億円、また、庁舎増改築工事費 2 億 4,623万円、情報システム統合委託料 1 億 2,537万円を、民生費社会福祉費の中に医療扶助費 7,281万 7,000円を、衛生費清掃費の中に一般廃棄物処理委託料 3,000万円を、農林水産業費農業費の中に基盤整備促進事業工

事費 2,194万 5,000円を計上してございます。

6 ページをお開きいただきたいと思います。土木費道路橋りょう費の中に道路新設改良工事費 1 億 1,208万 7,000円、都市計画費の中に友部駅橋上駅舎工事負担金 1 億 6,835万 6,000円、教育費中学校費の中に稲田中学校体育館建設工事 2 億 5,411万 2,000円などを計上してございます。そして、諸支出金には、旧市町、岩間町での一時借入金の返済として 3 億 5,000万円を計上してございます。

以上、暫定予算につきましては、説明を申し上げましたように、この平成17年度一般会計暫定予算は、歳入では未収額を、歳出では未執行額、未払額及び補正対応分を計上させていただいておりますので、ご理解のほど、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議長（大関久義君） 次に、報告第11号、第12号について説明を求めます。

市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 報告第11号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市国民健康保険特別会計暫定予算については、平成18年3月19日、市町村合併に伴う新笠間市誕生により予算調製の必要が生じたため、歳入では未収額を、歳出では未執行額、未払額を計上したものであります。

83ページをお開き願います。第1条では歳入歳出暫定予算の総額を11億 8,171万 2,000円、第2条では一時借入金の最高額を2億円と定めたものでございます。第3条では歳出予算の流用に関する規定でございます。

歳入歳出の主なものを申し上げます。84ページをお開き願います。歳入では、国民健康保険税 7,148万 7,000円、国庫支出金 6 億 7,838万 6,000円などでございます。

86ページをお開き願います。歳出では、保険給付費 4 億 8,465万円、老人保健拠出金 9,946万 5,000円などでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第12号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市老人保健特別会計暫定予算については、平成18年3月19日、市町村合併に伴う新笠間市誕生により、予算調製の必要が生じたため、歳入では未収額を、歳出では未執行額、未払額を計上したものであります。

101ページをお開き願います。第1条では、歳入歳出暫定予算の総額を6億 4,520万 5,000円と定めたものでございます。

歳入歳出の主なものを申し上げます。102ページをお開き願います。歳入では、支払基金交付金 3 億 3,827万 7,000円、国庫支出金 2 億 179万 2,000円、諸収入 2,417万 7,000円などを計上しております。

歳出では、医療諸費の5億 9,035万 3,000円などを計上しております。

以上、地方自治法第 179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。以上です。

議長（大関久義君） 次に、報告第13号について説明を求めます。

福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 報告第13号 専決処分の承認を求めることについて、提案理由を申し上げます。

ページを返していただきまして、専決理由でございますが、地方自治法施行令第 2 条の規定により調整した平成17年度笠間市介護保険特別会計暫定予算について、合併期日より執行する必要があり、議会を招集するいとまがないので専決処分したものでございます。

暫定予算書の 111ページをお開きいただきたいと思います。平成17年度笠間市介護保険特別会計の暫定予算でございます。第 1 条で、歳入歳出それぞれ 4 億 6,686万 3,000円と定めるものでございます。第 2 条につきましては、地方債に関する規定でございます。

歳入歳出予算の主なものを申し上げますので、ページを返していただきます。112ページでございます。まず歳入でございます。第 3 款国庫支出金 2 億 140万 3,000円でございます。第 4 款支払基金交付金 1 億 4,907万 4,000円でございます。

次に、歳出でございます。第 2 款保険給付費 3 億 419万 5,000円でございます。7 款諸支出金のうち、4 項繰出金 1 億 403万円でございます。これにつきましては、打ち切り予算の財源不足を一般会計から補てんした分を一般会計の方に繰り出すものでございます。

以上でございます。よろしくご了承賜りますようお願い申し上げます。

議長（大関久義君） 次に、報告第14号、15号について説明を求めます。

上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 報告第14号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市公共下水道事業特別会計暫定予算については、平成18年 3 月19日、市町村合併に伴う新笠間市誕生により、予算調製の必要が生じたため、歳入では未収額を、歳出では未執行額、未払額及び補正対応分を計上いたしましたものであります。

125ページをお開き願います。平成17年度笠間市公共下水道事業特別会計暫定予算でございます。第 1 条で歳入歳出それぞれ 4 億 1,772万 7,000円と定めてございます。第 2 条では地方債について、第 3 条は歳出予算の流用に関する規定でございます。

歳出では、下水道費、下水道総務費の中に打ち切り決算の財源不足を補うため、繰りかえ運用した基金の積立基金 2 億 6,000万円、下水道費、下水道建設費の中的那珂久慈ブロック広域汚泥処理事業負担金 1 億 244万円などでございます。

以上、地方自治法第179 条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。

続きまして、報告第15号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げ

ます。

平成17年度笠間市農業集落排水事業特別会計暫定予算については、平成18年3月19日、市町村合併に伴う新笠間市誕生により、予算調製の必要が生じたため、歳入では未収額を、歳出では未執行額、未払額及び補正対応分を計上したものであります。

137ページをお開き願います。平成17年度笠間市農業集落排水事業特別会計暫定予算でございます。第1条で歳入歳出総額を953万4,000円と定めてございます。第2条では継続費について、第3条は歳出予算の流用に関する規定でございます。

歳入歳出について申し上げます。138ページをお開き願います。歳入は使用料163万円、一般会計からの繰入金790万4,000円でございます。

歳出は、農業集落排水施設管理費851万3,000円、農業集落排水施設建設費92万1,000円、予備費10万円でございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしく願います。以上でございます。

議長（大関久義君） 次に、報告第16号について説明を求めます。

保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） それでは、報告第16号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

それでは、145ページをお開き願いたいと思います。平成17年度笠間市立病院事業会計暫定予算でございます。

第2条では業務の予定量を、第3条では収益的収入及び支出の予定額を1,212万円と定めてございます。第4条では一時借入金の限度額を1,000万円とするものであります。第5条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費に関する規定でございます。第6条では棚卸資産の購入限度額を751万円と定めるものでございます。

以上、ご理解のほど、どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 次に、報告第17号、18号、19号、20号について説明を求めます。

上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 報告第17号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市友部水道事業会計暫定予算については、平成18年3月19日、市町村合併に伴う新笠間市誕生により、予算調製の必要が生じたため、歳入では給水収益を、歳出では未執行額、未払額及び補正対応分を計上いたしたものであります。

151ページをお開き願います。平成17年度笠間市友部水道事業会計暫定予算でございます。第2条では業務の予定量を、第3条では収益的収入及び支出の予定額を2,944万8,000円と定めてございます。第4条では一時借入金の限度額を7,000万円とするものであります。第5条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、第6条は議会の議決を

経なければ流用することのできない経費について規定するものでございます。第7条では棚卸資産の購入限度額を7万円と定めるものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、報告第18号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市笠間水道事業会計暫定予算については、平成18年3月19日、市町村合併に伴う新笠間市誕生により、予算調製の必要が生じたため、歳入では給水収益を、歳出では未執行額、未払額及び補正対応分を計上したものであります。

159ページをお開き願います。平成17年度笠間市笠間水道事業会計暫定予算でございます。第2条では業務の予定量を、第3条では収益的収入及び支出の予定額を9,043万円と定めてございます。第4条では資本的支出の額を262万5,000円と定め、第5条では一時借入金の限度額を2億円とするものでございます。第6条は予定支出の各項目の経費の金額の流用について規定するものでございます。第7条では棚卸資産の購入限度額を500万円と定めるものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。

続きまして、報告第19号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市岩間水道事業会計暫定予算については、平成18年3月19日、市町村合併に伴う新笠間市誕生により、予算調製の必要が生じたため、歳入では給水収益を、歳出では未執行額、未払額及び補正対応分を計上したものでございます。

167ページをお開き願います。平成17年度笠間市岩間水道事業会計暫定予算でございます。第2条では業務の予定量を、第3条では収益的収入及び支出の予定額を3,948万8,000円と定めてございます。第4条では一時借入金の限度額を3,000万円とするものでございます。第5条は予定支出の各項目の経費の金額の流用について、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するものでございます。第7条では棚卸資産の購入限度額を100万円と定めるものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしく願いいたします。

続きまして、報告第20号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成17年度笠間市工業用水道事業会計暫定予算については、平成18年3月19日、市町村合併に伴う新笠間市誕生により、予算調製の必要が生じたため、歳入では給水収益を、歳出では未執行額、未払額分を計上したものであります。

173ページをお開き願います。平成17年度笠間市工業用水道事業会計暫定予算でございます。第2条では業務の予定量を、第3条では収益的収入及び支出の予定額を270万2,000円と定めてございます。第4条では一時借入金の限度額を3,000万円とするものであります。第5条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するものでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものでございます。どうぞよろしく願います。以上でございます。

議長（大関久義君） 次に、報告第21号について説明を求めます。

会計課長郡司 弘君。

会計課長（郡司 弘君） 報告第21号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

笠間市指定金融機関の指定については、地方自治法第235条第2項の規定により指定し、同法施行令第168条第2項の規定により議会の議決を経ることになっていますが、新笠間市合併の日付より行う必要があり、地方自治法第179条第1項の規定により、笠間市指定金融機関の指定を株式会社常陽銀行とする専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしく願います。

議長（大関久義君） 次に、報告第22号について説明を求めます。

消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 報告第22号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

笠間市と城里町の消防事務委託については、平成18年3月19日をもって笠間地方広域事務組合の消防事務を笠間市に引き継いだため、笠間地方広域事務組合で受託していた城里町の旧七会村地区について、消防団に関する事務、水利施設の設置、維持管理に関する事務並びに水防に関する事務を除いた消防事務委託について協議し、規約を定め、笠間市で受託するため専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。

議長（大関久義君） 次に、報告第23号について説明を求めます。

市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 報告第23号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成17年、人事院勧告に係る公務員の給与構造改革や集中改革プランにおける公務員給与の適正化など、抜本的な改革を実施するに当たり、笠間市職員の給与に関する条例の一部改正が必要となったため、主なものとしましては給料表の号給の細分化などがありますが、専決処分しましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求め

るものであります。よろしく申し上げます。

議長（大関久義君） 次に、報告第24号について説明を求めます。

総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 報告第24号 笠間市税条例の一部を改正する条例についての提案理由を申し上げます。

地方税法の一部を改正する法律の施行に伴い、笠間市税条例第52号の一部を改正する条例を専決処分をしたものであります。

今回の改正につきましては、平成18年4月1日施行分についてのものでありまして、ページ3から11ということで大変長い文言になっております。主な改正点についてご説明をさせていただきたいと思っております。

まず3ページをごらんいただきたいと思っております。第24条第2項につきましては、個人の市民税の非課税の範囲に関するものでありまして、均等割の非課税限度額に係る控除対象者を有する場合の加算額の改正であります。「17万6,000円」を「16万8,000円」にするものであります。

次に、3ページの下段、附則第5条第1項につきましては、個人の市民税の所得割の非課税の範囲に関するものでありまして、所得割の非課税限度に係る控除対象者を有する場合の加算額の改正でありまして、「35万円」を「32万円」にするものでございます。

続きまして、同じく3ページ下段、附則第10条の2第5項につきましては、新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定でありまして、住宅耐震改修を実施した家屋について減額措置を創設されたものでありまして、期間により、改修家屋に係る固定資産税を2分の1に減額するものであります。

次に、4ページ下段、附則第11条の2につきましては、固定資産税に係る土地の評価が下落していると認められる場合において、平成19年度、20年度も引き続き下落修正を行うことができると改正するものであります。

次に、同じく4ページの下段であります。附則第12条につきましては、平成18年度の固定資産税の評価替えに伴いまして、土地に係る平成18年度から平成20年度までの宅地等の固定資産税につきまして、前年度分の課税標準額に当該年度の価格に100分の5を乗じて得た額を加算した額を課税標準額とすること。また、商業地等のうち、負担水準が70%を超える土地につきまして、当該年度の評価額の70%を課税標準額と改正するものでございます。

次に、7ページ上段、附則第13条につきましては、農地に係る固定資産税につきまして、前年度分の課税標準額に負担水準の区分に乗じた調整措置が継続されることになったものであります。

また、附則第13条の3につきましては、宅地のうち、価格低下率が一定の要件を満たすものに係る固定資産税の据え置き措置が廃止されたものでございます。

以上でございます。

議長（大関久義君） 次に、報告第25号について説明を求めます。

市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 報告第25号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

笠間市国民健康保険税条例の一部を改正する条例については、国民健康保険法施行令の一部を改正する政令等が施行されるに伴い、笠間市国民健康保険税条例の一部を改正するものであります。

3枚目をお開き願います。第3条及び第11条の改正であります。介護納付金に要する費用に充てるため、賦課している介護納付金課税額の限度額を「8万円」から「9万円」に引き上げるものであります。

次に、附則の追加でございます。附則第6項から附則第9項につきましては、公的年金等控除額の見直しと老年者控除の廃止に係る経過措置として、保険税所得割算定などの際に特別に控除を適用するための規定の創設であります。

また、附則第18項及び附則第19項の追加につきましては、租税条約実施特例法に規定する条約適用利子等に関する規定の創設であります。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。以上です。

議長（大関久義君） 説明の途中でございしますが、ここで暫時休憩をいたします。11時10分再開したいと思います。

午前10時51分休憩

午前11時09分再開

議長（大関久義君） 休憩を解いて会議を再開いたします。

次に、報告第26号について説明を求めます。

総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 報告第26号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市一般会計暫定予算については、新市長が選ばれ、通年予算が議会の議決をいただき、成立をするまでのつなぎ予算として、暫定3カ月とし、必要とされる人件費や扶助費、あるいは物件費などの義務的経費、経常的経費及び早期契約が必要な経費等について計上させていただき、平成18年4月1日に専決処分をしたもので、地方自治法第179条第3項の規定により報告をし、承認を求めるものであります。

まず、平成18年度暫定予算書の1ページをお願いいたします。平成18年度笠間市一般会計暫定予算でございますが、第1条では歳入歳出暫定予算の総額を79億6,400万円と定め

ております。第2条では地方債について、第3条では一時借入金最高額を8億円と定めるものであります。第4条では歳出予算の流用することのできる場合について定めてございます。

それでは、歳入歳出暫定予算の中で主なものを申し上げます。2ページから3ページをお開きいただきたいと思っております。歳入の主なものでございますが、市税30億4,578万円、地方交付税14億8,355万8,000円、国庫支出金11億3,478万2,000円などがございます。

次に、歳出の主なものを申し上げます。6ページをお開きいただきたいと思っております。議会費は1億5,277万3,000円となっております。議会活動費や事務局の経費でございます。

総務費の総額は10億1,209万9,000円でございます。主なものといたしましては、電算管理費7,456万5,000円、賦課徴収費の中の納期前納付報奨金3,477万円、市長選挙費3,507万6,000円などがございます。

民生費の総額は16億4,793万9,000円でございます。主なものといたしましては、介護保険特別会計繰出金1億5,648万9,000円、生活保護、医療福祉、児童手当等の扶助費が8億2,350万6,000円となっております。

衛生費の総額は6億7,614万2,000円でございますが、主なものといたしましては、予防費の中の健康診断検査等の委託料4,204万5,000円、塵芥処理費3億3,598万7,000円などがございます。

農林水産業費の総額は2億6,812万8,000円でございますが、主なものといたしましては、農業集落排水事業特別会計繰出金2,885万7,000円でございます。

商工費の総額は1億9,705万5,000円でございますが、主なものといたしましては、自治金融預託金2,900万円、北山公園、つつじ公園、スカイロッジ等の観光施設委託料2,779万8,000円などがございます。

土木費の総額は22億4,672万円でございますが、主なものといたしましては、芸術の森公園管理委託料2,381万1,000円、継続費の設定がしております友部駅橋上駅舎工事負担金7億7,540万5,000円などがございます。

消防費の総額は6億124万1,000円でございますが、主なものといたしましては、非常備消防費4,953万9,000円でございます。

教育費の総額は8億9,101万円でございますが、主なものといたしましては、立志の船業務委託料2,204万7,000円、給食センター賄材料費5,137万6,000円などがございます。

公債費2億3,411万3,000円は、地方債の元利償還金でございます。

諸支出金は2,107万8,000円でございますが、主に病院事業の出資金でございます。

この暫定予算に計上されている工事請負費は、地元の申請に対応するものといたしまして、防犯街路設置工事66万6,000円及び市単土地改良事業50万円、市道、農道、林道の維持管理のための工事費4,754万2,000円、継続費の設定されている友部駅南北自由通路設

置工事 6 億 8,236万 5,000円、公民館施設整備工事 663万 1,000円については、快適に使用していただくためのエアコン設備、空調設備更新工事であります。

合併に伴う工事費といたしましては、いこいの家はなさか看板工事18万 1,000円、防災ネットワーク移設工事64万円、指定文化財の標柱工事 4 万 1,000円を計上してきたところでございます。

以上、ご説明申し上げました平成18年度笠間市一般会計暫定予算につきましては、新市長誕生後に新たに編成される議会の審議をいただきまして、平成18年度笠間市一般会計予算に組み込まれるものでございますので、ご了解をいただきたいと思います。以上でございます。

議長（大関久義君） 次に、報告第27号、報告第28号について説明を求めます。

市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 報告第27号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市国民健康保険特別会計暫定予算については、新市長が選ばれ、通年予算が議会の議決をいただき、成立するまでの間のつなぎ予算として、暫定期間を3カ月とし、必要とされる保険給付費や共同事業拠出金、あるいは人件費などの義務的経費等について計上させていただき、平成18年4月1日、専決処分をしたものであります。

149ページをお開き願います。第1条では歳入歳出暫定予算の総額を歳入13億 7,264万 2,000円、歳出20億 7,619万 5,000円、第2条では一時借入金最高額を2億円と定めるものでございまして、第3条は歳出予算の流用に関する規定でございます。

歳入歳出の主なものを申し上げます。150ページをお開き願います。歳入では、国民健康保険税 5 億 6,213万 9,000円、国庫支出金 4 億 9,370万 9,000円、療養給付費等交付金 2 億 854万 8,000円等でございます。

152ページをお開き願います。歳出では、保険給付費13億 8,858万円、老人保健拠出金 4 億 549万 4,000円、介護納付金 1 億 6,250万円などでございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

次に、報告第28号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市老人保健特別会計暫定予算については、新市長が選ばれ、通年予算が議会の議決をいただき、成立するまでの間のつなぎ予算として、暫定期間を3カ月とし、必要とされる医療費などの扶助費を計上させていただき、平成18年4月1日、専決処分をしたものであります。

169ページをお開き願います。第1条で歳入歳出暫定予算の総額を歳入13億 7,625万 2,000円、歳出16億 8,622万 4,000円と定めてございます。

歳入歳出の主なものを申し上げます。170ページをお開き願います。歳入では、支払基金交付金 7 億 6,764万 1,000円、国庫支出金 4 億 3,750万 8,000円、県支出金 1 億 937万

7,000円などでございます。

歳出の主なものは、医療諸費16億 3,214万 5,000円でございます。内訳といたしまして、医療給付費16億 412万 8,000円、医療費支給費 2,084万 7,000円などでございます。

以上、地方自治法第 179条第 3 項の規定により報告し、承認を求めます。よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 次に、報告第29号、第30号について説明を求めます。

福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 報告第29号 専決処分の承認を求めることについて、その内容をご説明申し上げます。

地方自治法施行令第 2 条の規定により調整した平成18年度笠間市介護保険特別会計暫定予算について、議会を招集するいとまがないため、専決処分したものでございます。

予算書の 179ページをお開きいただきたいと思います。平成18年度笠間市介護保険特別会計暫定予算でございます。第 1 条で歳入歳出暫定予算の総額を、暫定予算につき、歳入 9 億 6,697万 6,000円、歳出12億 3,078万 1,000円と定めたものでございます。第 2 条は歳出予算の流用に関する規定でございます。

歳入歳出の主なものを申し述べます。ページを返していただきまして、歳入でございます。1 款 1 項介護保険料 1 億 7,239万 2,000円でございます。3 款国庫支出金 2 億 3,103万 1,000円、4 款支払基金交付金 2 億 8,180万 6,000円、7 款 1 項一般会計からの繰入金 1 億 5,649万円などでございます。

ページを返していただきまして、歳出でございます。1 款総務費 6,221万 8,000円、2 款保険給付費11億 3,916万 1,000円、4 款地域支援事業費 2,177万円でございます。

続きまして、報告第30号でございます。専決処分の承認を求めることについてでございます。

その内容につきまして、予算書の 203ページをお開きいただきたいと思います。平成18年度笠間市介護サービス事業特別会計暫定予算でございます。この予算につきまして、介護保険事業勘定と区分して経理をする必要性から新たに設けた特別会計でございます。第 1 条でございますが、歳入歳出暫定予算の総額を、暫定予算につき、歳入 775万 6,000円、歳出 775万 4,000円と定めたものでございます。

歳入歳出の主なものについて申し述べます。ページを返していただきまして、歳入 1 款介護予防サービス費収入 775万 4,000円、歳出 1 款介護予防サービス事業費 736万 6,000円でございます。

以上でございます。地方自治法の規定により報告し、承認を求めます。よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 次に、報告第31号、32号について説明を求めます。

上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 報告第31号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計暫定予算については、新市長が選ばれ、通年予算が議会の議決をいただき、成立するまでの間のつなぎ予算として、暫定期間を3カ月とし、必要とされる人件費や物件費などの義務的経費、経常的経費及び早期契約が必要な経費等について計上させていただき、平成18年4月1日、専決処分をしたものであります。

予算書の209ページをお開き願います。平成18年度笠間市公共下水道事業特別会計暫定予算でございます。第1条で歳入歳出暫定予算の総額を1億3,394万6,000円と定めてございます。第2条は歳出予算の流用に関する規定でございます。

歳入歳出の主なものを申し上げます。210ページをお開き願います。歳入では、受益者に負担していただく負担金4,160万円、下水道の使用料7,274万4,000円、基金繰入金1,940万9,000円などがございます。

歳出では、下水道総務費8,782万6,000円、下水道建設費4,361万5,000円でございます。下水道建設費の工事請負費は住宅等の建設に伴い、急遽必要となる可能性があることから、公共汚水柵設置工事費等について150万円を計上しております。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第32号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計暫定予算については、平成18年3月19日、市町村合併に伴う新市長が選ばれ、通年予算が議会の議決をいただき、成立するまでの間のつなぎ予算として、暫定期間を3カ月とし、必要とされる人件費や物件費などの義務的経費、経常的経費及び早期契約が必要な経費等について計上させていただき、平成18年4月1日、専決処分をしたものであります。

予算書の223ページをお開き願います。平成18年度笠間市農業集落排水事業特別会計暫定予算でございます。第1条で歳入歳出暫定予算の総額を3,386万1,000円と定めてございます。第2条は歳出予算の流用に関する規定でございます。

歳入歳出の主なものを申し上げます。224ページをお開き願います。歳入では、使用料500万1,000円、一般会計からの繰入金2,885万7,000円でございます。

歳出は、農業集落排水施設管理費1,329万1,000円、農業集落排水施設建設費2,047万円でございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願ひします。以上でございます。

議長（大関久義君） 次に、報告第33号について説明を求めます。

保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） それでは、報告第33号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

231ページをお開き願いたいと思います。平成18年度笠間市立病院事業会計暫定予算でございます。第2条では業務の予定量、第3条では収益的収入及び支出の予定額を1億6,753万4,000円と定めてございます。第4条では資本的収入及び支出の予定額を収入317万9,000円、支出を476万8,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対して不足する額158万9,000円は、過年度分損益勘定留保資金で補てんと定めてございます。第5条では一時借入金の限度額を1億円とするものであります。第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費に関する規定でございます。第7条は他会計から受け入れる補助金に関する規定でございます。第8条ではたな卸資産の購入限度額を5,202万5,000円と定めるものでございます。

233ページからは笠間市立病院事業会計暫定予算実施計画でございます。病院事業収益の主なものは、入院収益が4,550万円、外来収益が1億236万円でございます。ページをめくっていただきまして、病院事業費用でございます。主なものは薬品代を支出する材料費が5,202万5,000円、減価償却費が347万3,000円でございます。

資本的収入の主なものは出資金317万7,000円、資本的支出の主なものは企業債償還金476万6,000円でございます。

以上、ご説明申し上げましたが、笠間市立病院事業会計暫定予算は新市長誕生後に新たに編成され、議会の審議をいただきます。平成18年度笠間市立病院企業会計予算に組み入れられるものでございます。よろしくお願いいいたします。

議長（大関久義君） 次に、報告第34号、35号、36号、37号について説明を求めます。

上下水道部長早乙女正利君。

上下水道部長（早乙女正利君） 報告第34号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市友部水道事業会計暫定予算については、新市長が選ばれ、通年予算が議会の議決をいただき、成立するまでの間のつなぎ予算として、暫定期間を3カ月とし、必要とされる人件費や物件費などの義務的経費、経常的経費及び早期契約が必要な経費等について計上させていただき、平成18年4月1日、専決処分をしたものであります。

245ページをお開き願います。平成18年度笠間市友部水道事業会計暫定予算でございます。第2条では業務の予定量、第3条では収益的収入及び支出の予定額を1億2,433万5,000円と定めてございます。第4条では一時借入金の限度額を7,000万円とするものであります。第5条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するものでございます。第7条ではたな卸資産の購入限度額を44万8,000円と定めるものでございます。

246ページからは笠間市友部水道事業会計暫定予算実施計画書でございます。収益的

収入及び支出の主なものは、収入については給水収益 1 億 1,699万 1,000円、支出については原水及び浄水費 7,597万 6,000円でございます。

以上、地方自治法第 179条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第35号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市笠間水道事業会計暫定予算については、新市長が選ばれ、通年予算が議会の議決をいただき、成立するまでの間のつなぎ予算として、暫定期間を 3 カ月とし、必要とされる人件費や物件費などの義務的経費、経常的経費及び早期契約が必要な経費等について計上させていただきます、平成18年 4 月 1 日、専決処分をしたものであります。

255ページをお開き願います。平成18年度笠間市笠間水道事業会計暫定予算でございます。第 2 条では業務の予定量、第 3 条では収益的収入及び支出の予定額を 1 億 6,226万 1,000円と定めてございます。第 4 条では資本的収入の額を 1,000円、資本的支出の額を 627万 2,000円と定め、資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 627万 1,000円は過年度分損益勘定留保資金で補てんと定めてございます。第 5 条では一時借入金の限度額を 2 億円とするものでございます。第 6 条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、第 7 条では議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するものでございます。第 8 条ではたな卸資産の購入限度額を 500万円と定めるものでございます。

257ページからは笠間市笠間水道事業会計暫定予算実施計画書でございます。収益的収入及び支出の主なものは、収入については給水収益 1 億 5,786万 6,000円、支出については原水及び浄水費 9,383万 3,000円でございます。資本的支出の主なものは、施設改良費 294万 1,000円でございます。

以上、地方自治法第 179条第 3 項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いいたします。

続きまして、報告第36号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市岩間水道事業会計暫定予算については、新市長が選ばれ、通年予算が議会の議決をいただき、成立するまでの間のつなぎ予算として、暫定期間を 3 カ月とし、必要とされる人件費や物件費などの義務的経費、経常的経費及び早期契約が必要な経費等について計上させていただきます、平成18年 4 月 1 日、専決処分をしたものであります。

269ページをお開き願います。平成18年度笠間市岩間水道事業会計暫定予算でございます。第 2 条では業務の予定量、第 3 条では収益的収入及び支出の予定額を 7,926万円と定めてございます。第 4 条では一時借入金の限度額を 3,000万円とするものでございます。第 5 条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、第 6 条は議会の議決を経なければ

流用することのできない経費について規定するものでございます。第7条ではたな卸資産の購入限度額を71万5,000円と定めるものでございます。

270ページからは笠間市岩間水道事業会計暫定予算実施計画書でございます。収益的収入及び支出の主なものは、収入については給水収益7,803万2,000円、支出については原水及び浄水費4,947万7,000円でございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いいいたします。

続きまして、報告第37号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

平成18年度笠間市工業用水道事業会計暫定予算については、新市長が選ばれ、通年予算が議会の議決をいただき、成立するまでの間のつなぎ予算として、暫定期間を3カ月とし、必要とされる人件費や物件費などの義務的経費、経常的経費及び早期契約が必要な経費等について計上させていただき、平成18年4月1日、専決処分をしたものであります。

279ページをお開き願います。平成18年度笠間市工業用水道事業会計暫定予算でございます。第2条では業務の予定量、第3条では収益的収入及び支出の予定額を844万6,000円と定めてございます。第4条では一時借入金の限度額を3,000万円とするものであります。第5条は予定支出の各項の経費の金額の流用について、第6条は議会の議決を経なければ流用することのできない経費について規定するものでございます。

280ページは笠間市工業用水道事業会計暫定予算実施計画書でございます。収益的収入及び支出の主なものは、収入については給水収益844万1,000円、支出については原水及び浄水費369万7,000円でございます。

以上、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。よろしくお願いいいたします。以上でございます。

議長（大関久義君） 次に、報告第38号について説明を求めます。

消防長青木昭一君。

消防長（青木昭一君） 報告第38号 専決処分の承認を求めることについての提案理由を申し上げます。

笠間市手数料条例の一部を改正する条例については、危険物の規制に関する政令の一部を改正する政令が平成18年4月1日から施行されることに伴い、直接船舶に給油するための給油設備を設けた移動タンク貯蔵所による船舶への給油が可能になったことから、これらの移動タンク貯蔵所の設置許可の申請に係る審査手数料として新たに加えるため、専決処分をいたしましたので、地方自治法第179条第3項の規定により報告し、承認を求めるものであります。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（大関久義君） 以上で提案者の説明が終わりました。

これより質疑に入りますが、質疑は自席でお願いいたします。

報告第1号から報告第38号まで一括議題といたしておりますので、質疑は順にまとめてお願いいたします。

質疑の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず初めに、30番横倉きん君の発言を許可いたします。

30番横倉きん君。

30番（横倉きん君） 30番横倉きんです。報告第1号、専決処分、笠間市条例の制定について伺います。条例第19号、笠間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部、条例第20号 笠間市国民保護協議会条例について、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて、国民保護対策本部や必要事項を定めるとしてはいますが、この法律の詳しい説明は旧友部町の議会にはされていません。この法律には罰則規定もあると思いますが、どのような内容か、資料の提出とあわせて説明を求めます。

合併前に一部の議会だけが審議しただけであり、条例を専決で決めることは問題であります。専決処分までして急いで決めなければならない理由は何なのか。

次に、第57号、笠間市手数料条例について、旧友部町での手数料と比較して、合併後の手数料が値上げするもの、現状維持となるもの、値下げになるもの、それぞれの部類に属する件数は幾らか、説明を求めます。

次に、平成18年度笠間市一般会計暫定予算に関する質問ですが、報告第26号です。ページ66、3款民生費、8目人権・同和対策費、19節負担金補助及び交付金について、全日本同和会友部支部研修等補助ですね、あとは部落解放愛する会茨城連合笠間支部に72万とか76万5,000円が計上されています。この補助金の支出はどのような目的で行うのか。どのような事業に充てられるのか。また、支出の理由と根拠は何なのか。前年度の事業をどのように評価しているのか。前年度には旧友部町では支出がなかったと思いますが、補助を新しく設ける必要性をどのように考えているのか。

次に、116ページ、8款消防費、4目災害対策費、13節委託料、国民保護計画策定委託料、1つとして委員の人数と構成はどのようになっているのか。憲法の定める人権擁護の事項を侵害してはならないものであり、人権に関する深い理解が求められていますが、どのように考えるのか。選出基準を設けているのか、説明を求めます。

118ページ、9款教育費、2目事務局費、13節委託料、路線バス運行委託料、委託料の実施内容はどのようなものか。対象人員、学校との距離、運行距離、バス停から離れたところに生活している児童生徒の対策はどのようになっているのか。

143ページから144ページ、9款教育費、3目給食センター費、11節需用費、賄材料費5,137万6,000円の中に旧友部町の小中学校の賄材料費が入っているのかどうか。入っていないのであるならば、入れるよう検討されているのか。

報告第27号、167ページ、国民健康保険特別会計暫定予算に関する説明書の中の6款保

健事業費、1項保健事業費、13節委託料、旧友部町で実施してきた骨粗しょう症検診、脳ドック検診の委託料が計上されていないが、どのように考えているのか。人口規模の増加により検診希望者がふえると思われるが、検診希望者数をどのくらいに見ているのか。

以上です。

議長（大関久義君） 答弁を願います。

総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 30番横倉議員からの質問にお答えをいたしたいと思います。

3点ほどいただいております。まず最初に、報告第1号の専決処分でありました令達第19号、さらに第20号の国民保護関係の条例の関係でございます。

ご承知のように、平成13年度に発生をした米国同時の多発テロ、さらに武装不審船事件が国民に大きな不安を与えまして、新たな危険に備えることの重要性を再認識されてきたわけでありまして。国家の緊急事態に対処する体制の整備がますます重要になってきたところであります。

このような情勢を踏まえまして、政府は武力攻撃事態対処関連3法案を国会に提出いたしまして、平成15年6月に成立、施行されてきたところであります。そして、成立の際の附帯決議で、国民の保護のための法制は1年以内に整備をすることとされます。そして、平成16年6月14日に自民、公明、民主3党の合意によりまして、共同提案で11章 195条からなる国民保護法を初めとする有事法制関連法案が国会で可決、成立をしてきたわけでありまして。

そして、この武力攻撃から国民の生命、身体、財産を保護し、武力攻撃が国民生活及び国民経済に与える影響を最小限にするために、国、都道府県、市町村の具体的な役割分担により、指定公共機関の役割、あるいは国民の保護のための措置の実施体制等について定めるための条例を提案してきたところでございます。

この195条からなる法律の中で、特にこの部分で2つの条例を今回、提案しているわけでありましてけれども、まず、笠間市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例でございますが、これはこの例規集の67ページでございます。

これはどういうことかといいますと、本文の中で言いますと27条でうたわれているわけでありましてけれども、ご存じのように避難指示の伝達、誘導、あるいは救援の協力、実施体制、国、県と一緒に対策本部の調整をしていくんだと、こういうことでございます。この28条の中では、市町村長が本部長になりまして、そして、助役、教育長、消防長、市町村の職員と、こういう組織をつくりまして、対策本部をつくる条例であります。対策本部をつくって市民を守っていくと、これがこの条例であります。

それから、2つ目の国民保護協議会条例でございますが、これは本文の69ページでございます。これはご承知のように地域防災計画というものがありまして、議員の皆様方にも配付をされてきたと思うんです。これにつきましても、3市町それぞれの計画なものです。

から、18年度、新たに計画をつくる予定でございます。1年かけて。

しかしながら、この災害時におきましては想定されない部分がございます。当然この防災計画では、何と申しますか、カバーできないような部分がございます。これをつくるのが国民保護協議会の条例でございます。これは本文の40条の中でうたわれているわけでありまして、やはり首長が会長になりましてつくりなさいということでございまして、これは委員を選出をいたしまして、既に茨城県では今年度、国民保護計画の茨城県版をつくっております。これは既に3月の県議会で承認をされておきまして、笠間市におきましては、18年度にこの計画をつくります。その計画をつくる委員の選出がこの条例であります。

細かく内容を申しますと、1号委員から8号委員まででございます。1号委員については、県、あるいは上級の国関係の職員、そして2号委員が自衛隊、3号委員が県職員、4号委員が助役、5号委員が教育長、消防長、それから6号委員が市町村の職員、それから7号委員が指定公共機関の職員、笠間で考えられるのは笠間の郵便局、それから東京電力、日本赤十字社、東日本旅客鉄道、茨城交通、こういうことでございます。さらに8号で知識経験者と、おおむね35人程度、これは防災計画でも35名前後で計画をしておりますので、やはりそれに準じて35名の委員を選出をして、今回やっていこうということでございます。

それから、日程等のスケジュールの関係でございますが、先ほど言いましたように、平成16年度で国は法律を制定をしております。そして、国は都道府県のマニュアルをつくっております。16年度にこれをつくるマニュアルをつくっております。これに基づきまして、県でございますが、県は16年度にやはりこの条例を議決をしております。

そして、17年度に今度、入るわけでありまして、17年度に、国は今度、市町村のモデル計画をつくっております。そして県はモデル計画に基づきまして、この17年度に冊子をつくっております。市町村は17年度に条例をつくることになっております。ご承知のように、茨城県、合併後44市町村ありますが、42市町村で議決をいただいております。今回、合併の小美玉とつくばみらいについては間に合わなかったというようなことで、6月でつくり、18年度にこの計画をつくると、こういうことになっております。

18年度でございますが、先ほど言いましたように、笠間市がこの計画に基づきまして、1年間かけてこれをつくります。そして19年の3月議会で議会に提案をして承認をいただこうと、こういう準備で今、進めているところでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

さらに、説明責任の関係でございますが、ちょうど昨年度、3市町ありますが、新たに条例を制定しておる部分はないはずであります。今回、職務執行者ができましたので、その部分が新たにできた条例であります。この国民保護だけを条例制定しております。そのときに、県の危機管理室、それから3市町の担当課長含めて、それから合併の分科会の中でいろいろと議論をしてきました。それで、県内の合併の市町村のこともあります。基本的には全市町村につくっていただくということでございますが、合併関係のところは代

表して1市がつくって、それを何といたしますか、合併後の最初の議会の中で専決処分で決定をしていくと、こういう方針で進めてきたところでございます。ご存じのように、今回、この議会については、12月の笠間市議会でのこの2本については提案をいたしまして、議決をされて、今回これを出してきたところでございます。

その中で、説明責任の関係でございますが、私もこの友部の全員協議会の資料持っております。そのときに、笠間市においては、議案として出して議決をすると。友部、岩間は同じ資料で説明をするということ。友部につきましては、17年の11月25日の全協の中で、提案されていると全く同じ、何といたしますか、本文と細かい内容が記された抜粋といたしますか、そういう形の資料がございます。岩間につきましては、年が明けて1月20日にやはり全協で、友部と岩間は同じ資料で説明をしたと、こういうことでございます。こういうことで、ルールに基づいて今回、笠間市にあるものについてを専決をしたと、こういうことでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

それから、2つ目の手数料の関係でございます。先ほど言いましたように、203本の条例、いろんな部分がございます、そういう中からは、今回も何をもとにしてきたのかということでございますが、合併協議の中で決められたものについて、笠間市の方針に基づいて手数料をやってきたわけでありまして、今回、税関係などで値上げになったものが8種類、それから、現状維持といたしますか、戸籍の証明等ですね、それについてが5種類、それから、値下げになったものが2種類ございます。

それから、もう一点、国民保護の関係で、委員の報酬と委託料の関係がございましたが、先ほど言いましたように日当4,500円ということで、これが条例の中で決まっております、おおむね35名ということで、年間にいたしますと15万7,500円になるわけでありまして、この金額の12分の3を今回この暫定予算の中には計上しております。それから、1年間かけてこの計画書をつくっていくわけでありまして、その委託料の関係、年間で約370万の委託料を持っているわけでありまして、この12分の3を今回、暫定予算に計上したところでございます。ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 質疑、答弁の途中でございますが、ここで暫時休憩いたします。午後1時より再開いたします。

午前11時55分休憩

午後1時00分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

続けて、質疑に対する答弁を願います。

福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 平成18年度笠間市一般会計暫定予算中、3款1項8目人

権・同和対策費の19節負担金補助及び交付金のことでございますが、第1点目といたしまして、補助金については活動方針を尊重しながら、人権啓発の推進に真に資するものについてのみ支出をしているところでございます。人権・同和問題の正しい理解を促す啓発学習推進事業、関係住民の理解向上のための研修費の一部として事業補助を行っているところでございます。

また、旧友部町ということで質問がありましたけれども、昨年同様、額を変更いたしまして予算に計上したところでございます。

2点目といたしまして、補助金交付の根拠でございますが、地方自治法第232条の2、寄附または補助の規定に基づきまして、その補助が公益上必要があるものとして、笠間市補助金等交付に関する規則により交付をいたしているところでございます。

また、3点目の事業についてのご質疑でございますが、これについては、行政の啓発活動や地道な活動により、当市においては近年、差別事象は報告されておられません。しかしながら、いまだに人々の慣例や意識に心理的差別が存在しておりますので、今後も連携、協力しながら継続して、人権という観点から啓発事業を進めてまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。よろしくお願いたします。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 30番横倉さん議員のご質問にお答え申し上げます。

路線バスの運行委託料の内容につきましてご質問いただきました。この委託につきましては、笠間駅から下館線の廃止によりまして、笠間駅から福原桃山バス停まで10.2キロを土日、祝祭日を除き1日5往復を委託しております。一般の方々の利用もございますけども、主に稲田小学校の児童が利用しております。17年度の実績で申し上げますと、40名の児童が朝夕の登下校に利用してございます。遠い児童ではバス停から学校まで4.3キロの距離でございます。子供たちにとっては大変重要な交通機関となっているところでございます。

次に、給食費の賄材料費5,137万6,000円のご質問にお答え申し上げます。現在、笠間市における小中学校の給食につきましては、給食センター方式と自校方式により行われております。ここで賄材料費につきましては、旧笠間市、旧岩間町におけます給食センター方式で実施している学校給食の賄材料費でございます。旧友部町の自校方式におきましては、各学校での会計処理を行っているところでございまして、賄材料費については予算を計上してございません。したがって、自校方式により賄材料費については、今までのとおり学校での会計処理を行ってまいりたいと思っております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 旧友部町の骨粗しょう症委託料関係についてのご質問で

ございますけれども、旧友部町の方のものについては、暫定予算書の167ページの13節の委託料ですね、そちらの方に計上されております。新市の方の18年度の暫定予算の中でその委託料が計上されていないことはどういうことだということでございますけれども、この件につきましては、骨粗しょう症につきましては、一般会計の方の暫定予算、74ページの13節委託料の各種検診委託料の中で、1,492万8,000円の中に委託料として計上されているということでございます。

また、旧友部町の脳ドック検診委託料でございますけれども、人口の規模の増加とか、その検診希望がふえると思われませんが、その検診対象人数はどのようにして把握されているのかというようなことでございますけれども、現在、脳ドックについての検査を委託しておる病院が、旧友部町の場合には3病院だったんですね。その病院といたしますのが、県立中央病院と水戸の済生会病院ということで、病院の方から年間の受け入れ人数が20名ずつということで、40名の受け入れをしていただいております。新笠間市についての予算計上につきましては、そのほかに水戸市の大久保病院がまた受け入れてくれるということで、同じように20名ということで、新市18年度暫定予算の中には合計60名という形の中で計上させていただいているところです。

以上です。

議長（大関久義君） 以上で質疑に対する答弁が終わりましたが、30番横倉きん君、よろしいですか。

30番横倉きん君。

30番（横倉きん君） 今、答弁をいただきましたけれども、最初の条例の令達ですか、116号、笠間市介護保険の中で、どういう状況かということについての答弁がなされてなかったように思います。答弁をいただきたいと思うんですが。実際の保険料を納める方の収入源がどうなっているか。あとは、老年者控除とか、特別配偶者控除、公的年金控除の引き下げなどで住民税非課税から課税になった方がいられると思うんですが、その回答がなかったので、ぜひお願いしたいと思います。

それから、有事法制の問題ですけれども、旧笠間市では武力攻撃事態の想定について、ほかにも挙げられていたと思うんですが、先ほど言われたのは、9・11の攻撃とか、ミサイル攻撃などと言っておりましたが、どうなのか。

それと、今、有事法制をめぐる国会審議の中で、政府は日本有事について、どのような可能性があるかについて追及を受けていたわけですけれども、具体的な事例を示すことができない、こういう状況の中で、結局、有事法制の制定や具体化という軍事的な対応が近隣アジアの緊張を激化させることになるのではないかとということで、お尋ねをいたします。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 午前中のご質問の中で、介護保険条例につきましては、通告はあったんですけれども、質疑がなかったということでお答えしなかったということで

ございます。

以上でございます。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 30番横倉議員の再度の質問にお答えをいたしたいと思います。

武力攻撃事態の想定と緊急対処事態想定の部分でございますが、4点ほどございます。まず最初に、武力攻撃事態の想定でございますが、武力攻撃が発生した事態、または武力攻撃が発生する明白な危険が切迫していると認められるに至った事態を指しているわけがあります。

具体的には、地上部隊が上陸をするような攻撃、ゲリラ、特殊部隊による攻撃、弾道ミサイルによる攻撃、航空機による攻撃等でございます。

さらに、緊急対処事態の想定でございますが、武力攻撃の手段に準ずる手段を用いて多数の人を殺傷する行為が発生した事態、または当該行為が発生する明白な危険が切迫していると認めるに至った事態を想定しているわけであります。

具体的には、まず1点といたしまして、危険性を内在する物質を有する施設に対する攻撃が行われるような事態。石油コンビナート、あるいは都市ガス等の貯蔵施設、原子力施設等であります。

2番目として、多数の人が集合する施設及び大量輸送機関に対する攻撃が行われるような事態であります。大規模集客施設、ターミナル駅等の爆破、新幹線等も含まれると思っております。

それから、3つ目、多数の人を殺傷する特殊性を有する物質に対する攻撃が行われる事態であります。これは、放射性物質、あるいはサリン等、化学物質の大量散布、あるいは水源地に対する毒素といいますか、そういうものの混入、こういうものが挙げられると思えます。

さらに、4点目といたしましては、破壊の手段として交通機関を用いた攻撃が行われるような事態であります。航空機による多数の死傷者を伴う自爆テロと、こういうものが想定をされるということでございます。

以上でございます。

議長（大関久義君） 30番横倉さん君。

30番（横倉さん君） 学校給食のことでお尋ねをいたします。友部の場合、自校方式なので、会計は各学校でやっているということですが、今のままですと補助金は出てないと思いますけども、この辺で、学校給食の各学校での会計に対して、市として補助を出す予定があるのかどうかお尋ねします。

議長（大関久義君） 教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 30番横倉議員の再度のご質問にお答え申し上げます。今現在、先ほども申し上げましたように、旧友部町の学校におきましては、自校方式で実施をして

いる、その徴収金に補助金を出すのかというようなことでございますけども、これについては、現在のところ全く考えてございません。

以上でございます。

議長（大関久義君） 30番横倉きん君の質疑が終わりました。

次に、11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

11番鈴木貞夫君。

1 1 番（鈴木貞夫君） 11番鈴木貞夫であります。

報告第1号、専決処分、笠間市条例の制定に当たってという中から、2カ所について、3条例について質問したいと思います。

まず第1番は、条例第19号、笠間市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例及び条例第20号、笠間市国民保護協議会条例についてであります。条例第19号及び第20号は、いわゆる武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づいて制定されているとありますが、この法律の目的は何かということであります。米軍と自衛隊の軍事行動の役割、協力を国民、地方自治体、民間組織に強制する法律であり、条例ではないかということであります。

2番目に、条例の協議会に議会の代表の規定がありません。報告のみとなっております。第20号の協議会の行動が不明確であり、指示系統はどうなっているのか。これでは条例だけ決めて、議会としての責任はとれないと思うが、どうなっているのでしょうか。

3番目に、笠間市における指定地方公共機関とは、具体的にどのような機関を指すのか。

4番目に、武力攻撃事態法には、市民の財産、土地、建物、公共施設、医療、放送、交通等も制限され、収用されるとあります。第10章には罰則規定が事細かに決められている。市民への影響が大きく、法及び条例を市民にどのように説明していくのかということであります。

5番目に、法に基づく事態が起きたときに、市民及び公共施設等を収用するのは市の職員が直接行うのか、だれが行うのかということであります。

6番目に、議会に審議もなく、専決処分とするような条例ではないというふうに思いますが、どうでしょうか。

次に、条例第116号、笠間市介護保険条例。まず、合併に当たり、サービスは高く、負担は低く、また、合併することにより財政基盤が安定すると宣伝しましたが、今回の介護保険料の大幅な値上げはその趣旨に反するのではないのでしょうか。

2番目に、基本が月3,600円、年4万3,200円の大幅な値上げは市民の負担が余りにも大きく、市民の納得が得られぬのではないか。

3番目に、旧笠間市は6段階がありました。今回の条例では5段階となっておりますが、なぜ5段階になったのか。また、値上げ幅に旧市町村間での格差が余りにも大き過ぎます。その辺についてどう考えているのか。

4番目に、所得の低い人の負担が余りにも重くなり、滞納者も増加することが考えられるが、低所得者への対策というのは考えられているのか。

以上であります。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 11番鈴木議員のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

先ほど来、30番議員の質問にもお答えをしてきたわけでありましたが、ご承知のように、旧笠間市で12月に条例を提案いたしまして、議会の中でいろいろとご質疑をいただきまして、採決の結果、決定をしてきた経緯がございます。全く同じ質問の内容でございます。さらに、前任の横倉議員の質問の中でも答えている部分でございます。これは先ほど言いましたように、災害対策法、防災計画では、市町村では賄い切れない部分があるわけでありまして、それが今回の国民保護条例の中で、市町村の役割と申しますか、市長を中心とした本部をつくりまして、市民を安心安全な方向に持っていくと。それとまた、先ほど言いましたように、国民保護計画と申しますか、防災計画以外にこの計画をつくりまして、その中で市民を守っていくと、そういう法律でありまして、この2つの条例に基づいて地元市町村がこれを設置をする、そして1年間かけて、いろんなケースが想定されるわけです。県の計画を見ても、いろいろあるわけでありまして、平素の心構えから武力攻撃事態への対処、あるいは復旧、それから、緊急の対処と、いろんな部分があるわけでありまして、それを1年かけてつくって、それに基づいて、19年の3月議会で議会の皆さんに承認をいただいて、その後、その計画に基づきまして、事件が発生したときには対処をしていくということでございます。とにかく国の法律でございます。先ほど言いましたように、茨城県ももちろんつくりますし、44市町村も42つくりまして、残りの小美玉とつくばみらいにつきましても6月につくるということでございます。国民を挙げて、全市町村がつくってやっていくということでございますので、じゃあ、仮に鈴木さん、この問題をつくらなくて、事件が起きたときには、市民はどうして守るんですか。市長を中心として行政自治体を守るというのは基本だと思えます。

以上です。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 11番鈴木議員のご質疑にお答えいたします。

1つ目の、合併に当たり、サービスは高く、負担は低く、今回の介護保険料の大幅な値上げはその趣旨に反しているのではないかとご質疑でございますが、本市の高齢者の人口につきましては、増加しておりまして、要介護認定者がふえております。平成12年度に介護保険制度が始まりまして6年を経過しておりますけれども、認定者数を見ますと、平成18年2月末現在で2,204人となっております。当初から見ますと約2倍となっておりますので、これも住民の皆様方の介護保険制度に対する理解がされてきたことと、介護サービスを利用される方が増加している状況であると考えております。また、介護保険制度

につきましては、介護サービス費の負担につきましては、19%ということで、65歳以上の方から負担をいただいているところでございます。

次に、2点目の、月3,600円、年4万3,200円の大幅な値上げは市民の負担が余りにも大きく、市民の納得が得られないのではないかとという質疑でございますが、本市の介護保険料決定過程に当たりましては、ご案内のとおり、旧3市町の医療関係者、学識経験者、施設関係者、地域住民の代表の方々等々によりまして、高齢者保健福祉計画介護保険事業計画策定委員会を設置いたしまして、昨年度、委員会を4回、分科会を随時開催をいたしまして、ご意見をちょうだいしながら、慎重審議の結果、計画書を策定してまいりました。その中で、現在の利用状況や、今後の利用増などを勘案いたしまして、本市の介護保険料の基準額が3,600円に決定となったところでございます。ご理解のほど、よろしくお願いしたいと思います。

なお、ご案内のとおり、全国市町村における基準額につきましては、新聞報道でもなされておりますように4,090円となっているところでございます。

次に、3点目の、旧笠間市は6段階であったが、今回の条例では5段階となり、殊に1、2段階の負担が大き過ぎるのではないかとのご質問でございますが、今回の条例につきましては、5段階ではなく6段階でございますので、ご理解のほど、よろしくお願いしたいと思いますと考えております。

次に、最後に、所得の低い人への負担が重くなり、滞納者も増加することにならないかというご質疑でございますけれども、この制度につきましては、国の制度に沿ったものでございますので、所得段階が1及び2段階につきましては、基準額に対しまして0.50、50%、3段階につきましては、0.75、75%と、非課税世帯を細分化することにより、低所得者に対する負担の増加を抑える軽減措置が図られておりますので、以上、よろしくご理解のほど、お願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） 今、回答もらったんですけどね、私の聞いていることは、総務部長さんね、そう興奮なさないで。私はね、この法律が出ている、この2つの条例が具体的にどういうふうになるかということをもう少し説明してほしいということも1つは言ってるんです。国の法律を今ここで云々するとか何とか言っているわけじゃない。最後に言われたような事態が起きたらどうするんだということを私に聞けば、ここで違う議論をしなきゃならない。今はそういう場じゃない。私が心配しているのは、1つには、この法律の中、40条が協議会のメンバーになってますけども、先ほど説明ありましたけれども、議会が入ってないんですね。そういうときに議会の責任というのはどこにあるんですかということも聞いている。

それと、くどいようですけども、指定機関と言われても、皆さん、わからない。具体

的にどのようなところを指定機関として笠間市では想定しているのかということを知ることができなかった。具体的にこういう事態が起きたときに、じゃあ、だれがそれを収用とか何とかがって当たるのか。自衛隊が来てやるから、自衛隊の職員がやるのか、それとも笠間市の職員がやるのか、県の職員が来て、あんなのところ、土地使いますからって収用に具体的に当たるのか、そういうことはどういうふうに想定されますかということを知りたいんですが、全然答えになってない。

やはり問題は、とにかく、この法律はいろいろ書かれておりますけれども、81条から一般の人の家屋や土地の収用を行ってもいいという法律になってるんですよ。放送機関だとか、いろんなところを制限してもいいという法律になっているんです。問題は、10章には、その収用に対して、いわゆる正当な理由がなくて拒否すれば罰則規定が、懲役から罰金刑まで決められているのが10章にあるんですよ。この2つの条例だけではそれがわからない。具体的な事態が起こるなんてことは私たちは望んでおりません。もしそのようになったときに、罰則規定で運用される、その裏づけとなる条例について、議会も市民も本当に納得できるような努力をしていかないと、大きな誤解を招くというふうに私は思うわけです。そう興奮なさないで、この法律の趣旨その他、一番、総務部長、知っているでしょうから、議会のあり方その他についてもやはり説明してほしいと思います。私だけが知らないのかどうかわかりませんが、こんなにあるわけでしょう、この法律というのは、これ、上り下り見てもなかなかわかりませんが、ここに事細かにいろんなことが、いろんな法律を引用しながら、いろんなことが書かれているのが根拠になっているので、この条例だけではわからないから、その辺も含めて説明していただければありがたいというふうに私は思っているわけです。

協議会が具体的に1年ぐらいかかって計画をつくるというふうなことで、マニュアルどうなるか、私は知りませんが、県議会での質問のあれも読みました。いろいろと会議録も読んでみましたが、県自体の、去年の6月か何かの議会におけるあれでも至ってあいまいで、どういうふうな計画が出てくるのかということが私たちにわからないので、今、笠間市としては、どのような資料をもとにして、そのような協議会をつくり、実行するような計画をつくるのかというふうな計画があるかどうかということを知りたいわけですね。災害時の問題も見ましたが、災害時の問題で言えば、確かに災害に役立つというような面もありますけれども、この前の方に提案されているのに、17、18条という条例がありますね。この19、18、前に。これは災害についての問題なんですよ。それを活用すれば私は十分役立つと思ってるんですよ。だから、言うまいと思ってたんですけど、部長さんいましたから一言言いますが、いたずらに、どこかの国を仮想敵国のように見立てて、軍事的な体制をつくるようなことというのは私は避けるべきだというのが私の意見です。だから、その辺の、具体的にどういうふうに行われるかということを知りたいんですが、もう少し部長さんね、親切に説明していただけると、この条例自体の理解も深まるし、そ

これは反対の立場もありますけれど、そういう点ですから、余り興奮しないでひとつ答弁してもらいたいと思います。

それと、介護保険の問題、回答もらいましたけどね、皆さん、どう思っているかは知りませんが、岩間地区は基本的に71%上がるんです。友部は31%、おしなべて上がります。2,575円の笠間地区は基本的には40%ですけれども、一番低い第1段階の人は、9,270円が2万1,600円になって、133%の値上げになる。しかし、第6段階の6万1,800円の人は6万4,800円で、4.8%しか上がらない。その問題が1つあるということです。

それと、この条例集の479ページですけれども、確かに6段階、こういうふうに書いてあるんですよ。だけど、1段階も2万1,600円、第2段階も2万1,600円、同じなんです。これ、何で同じなんですかね。もし6段階だったら、第1段階のあれは変わらなきゃおかしいんじゃないですか。2万1,600円、同じなんです。だから私はこれを、何だろうなというふうに思った。2万1,600円ですよ。3番目が3万2,400円。この4段階が中心で4万3,200円、5万4,000円、6万4,800円というふうになってるんですね。これはみんな聞いたら驚くと思うんですよ。これは笠間市が配った、かつての、介護保険についてのこういうのを全市民に配ってあります。これは笠間市の6段階、ちゃんと書いてある。

実際にはもっと大幅な値上げがされるんじゃないか。それについてちょっとお聞きしたいんです。例えば笠間市で第1段階であった9,270円の人が、次の第2段階にも上がったとすれば3万2,400円になって250%上がるんです。第2段階の人が第3段階の4万3,200円になれば115%。岩間地区の人が、第1段階の1万2,600円の人が第2段階の3万2,400円になれば157%。友部の人の第1段階が1万6,440円、第2段階の3万2,400円になれば97%というふうに計算できるんですよ。それは私の計算が間違ってるんでしょうかね。それで、このような人たちが、私が一番心配するのは第1段階から第2段階になるというのは、その人たちが実質的に所得がふえてなるならわかります。所得がふえて段階が上がっちゃったんならわかります。しかし、課税最低限の引き上げということが、高齢者控除の廃止とか定率減税の廃止等々で課税最低限が引き下げられることによって段階が上がってくる、まさに所得の低い人たちがこの影響をまともに受けるんじゃないか。そういうような試算をしているのでしょうか。これはとてもじゃない、大幅な値上げだというふうに私は思うわけでありまして、その辺のことをどういうふうに考えているか。さっきも言いましたけど2万1,600円が2段階ありますでしょう。これじゃちょっとわかりませんので、これだと5段階としか理解できない。その辺についてお願いいたします。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 11番鈴木議員の再度の質問にお答えをいたしたいと思っております。

特別興奮しているつもりはないんですが、実は、今までの決め事の経緯といたしまして、先ほども申しましたように、17年度中にこの条例を上程、県内全市町村がやってい

く、県からの、危機管理室からの指導もございまして、やっていく過程におきまして、笠間をご存じのように合併協議に入っていたわけでありまして、その中で合併協議、あるいは危機管理室、あるいは3市町の課長、担当、分科会、こういう中から、笠間市が代表して条例を制定をいたしまして、友部さん、岩間さんについては、全協で同じ資料を説明し、そして今回の合併後の専決でやっていこうと。200何本のほかの条例と一緒にやっていこうという決め事を出発してきたわけでございます。

ご承知のように、笠間市で条例を制定するのに当たりましては、今、鈴木さんがご質問にあったような部分については、私は2度ほど説明はしております。さらに条例のときに質問がありまして、一般質問でもいただきました。そういう中で説明をしておりますので、もう説明の余地はないと、こういう考え方があったものですから。いずれにいたしまして国法律でありますから。それで、対策本部をつくるのと、この計画をつくる、何ていいますか、市長を中心とした、8条にわたりました委員の選出といいますか、この部分がまさに市町村でやる部分であります。防災計画では賄えぬ部分を保護計画の中でやっていくということでございますので。そういう中では当然、罰則規定もございまして。それから、財産権の問題、交通の問題もあります。ただ、一般住民が行政の本分に従って生活している部分には特に問題がございませんので。当然、罰則規定があります。交通もみだりに、規制外に交通をしたり、あるいは物を隠匿したり、いろんなことが想定をされますが、そういうときには当然、罰則規定もございまして。

それから、先ほども30番の横倉さんの質問の中でも、指定機関につきましても、いろんな部分については既に説明をしておりますので、ダブる部分があると思いますので、そういう部分があるんで、私はあえて回答をしなかったわけでありまして、ただ、鈴木さんは、12月のときにもそうですが、議会が入らないのはおかしいということをおっしゃっていましたが、これはあくまでもこの中では、議員は議決、例えば条例をつくるときの議決権でありまして、あと、この条例に従って、一市民として静かに参加をしてくださいと、こういうことになっているわけです。そして、その後、問題が起きたときに、この条例ができたときに、報告日に、これは県も同じでございます。17年度に国民保護計画をつくりまして、茨城県議会では3月にこれを承認をしているわけでありまして、こういうことで今回、新笠間市におきましては、18年度1年間かけて、先ほど言いました35名のメンバーと事務局が一緒になって検討してつくりまして、おおむね19年の3月に笠間市の防災計画と同時に国民保護マニュアル計画をつくりまして、議会の方にお示しをしたいと、こういうことであるわけでありまして、ひとつよろしくお願ひしたいと思います。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） 11番鈴木議員の再度のご質疑にお答えをしたいと思います。

1つ目に、段階の関係なんですけど、6段階ということございまして、1段階、2段階

につきましては、条例集の 479ページにありますように2万 1,600円でございます。1段階と2段階につきましては。それで、2段階と3段階が中身が違いまして、2段階につきましては、前年度の所得金額と課税年金額が80万以下の方については第2段階でございます。第3段階の方につきましては、80万円以上の方ということで、この辺でこのような仕分けをしております、低所得者対策ということでこのような形になっているところでございます。

それと、各3市町での開きがあるという話でございますが、この辺につきましては、前段申し上げましたように、3市町での策定委員会、あるいは合併協議の中でもいろいろ議論がありまして、今後の介護サービスを提供していく上では同一のものにしていった方がいいだろうということで、いろいろ開きありますが、そういう経過のもとから、このような形になったところでございます。

それと、3点目の減税がありまして、これについての、大分大変ではないかというご質問でございましたが、これにつきましては、それぞれ介護保険策定時に減税に対する、どのくらいの方がいるかということで試算をしておりますけれども、正式には課税の状況が集計しないとわからないということで、7月の本算定の中でその関係が出てくると思っておりますけれども、おおむね、今のところ 1,500人程度、率にして8%台を見込んでおります。この方につきましては、特に国の方でも激変緩和措置ということで措置がとられておまして、平成18年度、本年度から2カ年かけて段階的に引き上げていくという措置をとっておりますので、この辺でよろしくご理解のほどお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（大関久義君） 質疑は3回で終了となりますので、よろしく申し上げます。

11番鈴木貞夫君。

11番（鈴木貞夫君） まず、国民保護法関係ですね。これ、どうしてもわかりづらいんですよ、議会にいる人も。議会が議決すれば、あとは一市民として見てると言っても、どういうことだということは市民は聞くんですよ。ちょっと聞いた人は。どういう内容なんですかと。だけど、私たちは議決しただけで、あとは知りませんというわけにね、それは無責任だ、議員として。一市民として、私もわかりませんじゃ議員としての価値はない。やっぱり、今こうなってるよということを、こういう状態だということを、私は議員としては市民に対しては説明する義務があると思うんです。もちろん議会離れば一市民かもしれませんが。その辺で、やはりわかりづらいところについて説明をしてほしいということを私は言っているわけです。その辺のことは誤解しないでいただきたいと思えますね。これから1年かけていろいろ議論すると思うんですけれども、先ほど言っているように、この法律で実行する部隊は市の職員なのかどうか、私はその辺が随分気にかかります。実際にね。それで、この法律も本当に第10章から、188条から、ずうっとこれ見ていくと、懲役、罰金刑がずらずらずらっと事細かに、前の80条からある土地の収用その他に対応し

て全部ここに書かれてるんですよ。産廃法だ、道交法だとか、いろんな法律に優先してこれが実行されてくるようなときに、これは大変な事態。そういうふうな事態を私たちは防ぐという努力はもちろん必要ですけれども、部長が言われるとおり、それは起こらないと100%言い切れません、今の世の中。私は、罰則規定があって、民間の家屋や土地も収用できるというふうな法律ができたときに、条例はつくりました、議会が議決しました、知りませんじゃ通らないから、その責任は何かと。私たちに対する責任とは何かということをくどく、たしか12月の議会で言いましたけれども、その辺のことを一番気にしていることはひとつ認識していただきたいというふうに思います。

それと、介護保険のこの問題は、今のあれ聞いてて、1と2の、部長さん、あれじゃないですか。今、2と3というふうにおっしゃったんですね。1と2ですね。いわゆる80万以下か、1が80万以下で、2は80万、ちょっとそれ確認してね。ちょっと聞いたときに、あれっと思ったんですよ。2段階と3段階というふうに言われたんですけども、2万1,600円というふうに書かれているのは1段階と2段階ですね。今、2段階と3段階、ちょっとそれでね、これは80万以下と以上の問題で分かれているのかなと。そういうことで、1点ちょっと確認しておきます。

私は、そういうようなことで、これは現況調査表で、これですっと比較していくと、大分こういうふうな3つの地域で格差がある。余りにも岩間地域の人たちの上がる額が飛び抜けて大きい、驚くほど。笠間だって高いですよ。しかし、そういうふうなときに、何らか処置する手だてというのはないのかということ、もう一点、それだけは聞いておきたいとします。

きょう報告された報告議案の中で、水道の問題は、笠間地区、友部地区、岩間地区で3つ、こういうふうな違ってるんですね、体系がね。3つ違って、今、出されてますね。これだけ格差があるならば、当面は最小限度、そういうふうな配慮もないと、それぞれの地域の人たちに対する、この介護保険料の問題というのは理解を得るのは難しいのではないかと。その辺のことについては考えられたかどうかということですね。合併に当たって、こういう資料を配りましたね。「地域の未来」、これは県の資料ですけども。この34ページの不均一課税について、こういう囲み記事がある。合併した地域が不均等、統一することで、その差が余りにも大きい場合は、当面は緩和措置として均一にしないでいいというふうな書かれていますね。合併の資料として出された。私はそういうことを適用しても、その地域の人たちが2倍にも3倍にもなるというふうなことは避けないと、住民に対する福祉の問題ですから、殊に所得の低い人たちへの配慮の問題ですね、そういう点は検討されているのかどうか、ちょっとお聞きしたい。

議長（大関久義君） 福祉事務所長保坂悦男君。

福祉事務所長（保坂悦男君） それでは、3回目のご質疑にお答えいたします。

まず、第1段階から第6段階までの段階でございますが、第1段階につきましては、2

万 1,600円、第2段階が同じく2万 1,600円でございます。第3段階が3万 2,400円でございます。第2段階が80万円以下の方、第3段階につきましては、80万円以上の方ということでございます。第1段階につきましては、生活保護世帯並びに世帯全員が非課税世帯ということでございます。

それと、激変緩和措置でございますけれども、これにつきましては、税制改正等々ございまして、全市的にそれぞれ激変緩和措置をとりまして、段階的に保険料を引き上げていくということでございます。地域ごとにつきましては、介護サービス、介護の事業によりまして、それぞれ対処していきたいというふうに考えておりまして、地域ごとのそれぞれの取り組みにつきましては、今後さらにいろいろと検討していきたいと考えております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 11番鈴木貞夫君の質疑が終わりました。

次に、9番鈴木裕士君の発言を許可いたします。

9番鈴木裕士君。

9番（鈴木裕士君） 9番鈴木裕士でございます。

私の質問は、まず最初、報告第10号、17年度の一般会計暫定予算についてであります。予算書40ページになりますけど、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、22節でありますけれども、ここで金額は比較的少ないのでありますけれども、賠償金として83万 2,000円が計上されております。予算書あたりでは余り見られない文言でありますけれども、それとまた情報公開、これは既にされているかなと思うんでありますけれども、改めてここで発生年月、あるいはこの事件の内容がどういったものであるのか、その辺についてのご説明をお願いしたいと思います。

それとあと、暫定予算ではあるんですけども、年度末ということもありますし、金額が細かい金額になっているわけですね。こういったことから、既に確定した金額と推量されます。ただ、この金額が、83万 2,000円という金額が妥当である、当たり前の金額である、この判断した根拠は何なのか、これをお答えいただきたいと思っております。

それから、2番目の質問ですけど、同じく報告第10号、17年度の予算書の44ページ、2款総務費、2項徴税費、1目税務総務費と、ここで報償費におきまして、納税奨励金ということで1,050万円計上しております。金額が中途半端といいますかね、合併前の一つの町村という例えからいきますと、一つの市、あるいは町、これに払う金額としてはちょっと少ないかなという気がするわけなんですけど、この支払いの対象となる税金の種類、あるいはいつ納付した分に対するものなのか、あるいは対象エリアはどこなのか、これの回答をお願いいたします。18年度の予算書を見ますと、18年度の予算書でもやはり納税奨励金として計上されているわけですけども、いつまで支払いが行われるのか、この点。

それから、次の質問は、報告第26号、18年度の笠間市一般会計暫定予算ということであります。18年度暫定予算、これは合併という大きい事業のもとで作成する、これは非常に

大変な作業だったなということが推測されます。しかしながら、この内容を見てみますと、予算計上基準といえますかね、何をもとにして計上しているのか。先ほどの趣旨説明でいきますと、当面の3カ月ということが一つの基本。それと、早期契約が必要なものという表現で説明がありました。

一般会計をとってみますと、交付金、あるいは補助金、こういったものを見ますと、昨年度の岩間地区のものと比べてみますと、あるものは全くゼロといえますか、計上がないものがあります。例えば85ページのいわま農産物育成会補助金、これ、前年度で比べますと75%の支払額になっております。バザールd eいわまに対する補助金、これは95ページにのってありますけれども、これは前年度に対しての50%の金額。ほたるの里づくり事業、96ページにあります。これは22.5%の金額。このほかにもたくさんあります。このように、いわゆる支払額といえますか、計上額、これがその項目によって非常にまちまちだ。そうしますと、我々として、この予算が正しいのかどうか、この判断の基準といえますかね、正しいのかどうか、あるいは賛成していいのかどうか、これさえも判断に迷うような状態であります。この辺のことから、計上した判断基準、これをお願いしたいと思います。

それから、4番目の質問としまして、報告第33号、笠間市立病院事業会計、これの231ページ、ここでもって、総則第2条におきまして業務の予定量が記載されております。ちょっと細かいあれなんですけど、この中の1日の平均患者数、これを17年度と18年度比較してみますと、入院患者、これは17年度では10名です。これが18年度では20名になっております。倍の数字です。それから、外来患者、これは17年度が90名、1日当たりですね。18年度は130名、44%の増加であります。私、初めてこの数字を見るわけですけども、非常に18年度の予算が背伸びした予算じゃないかという感じがいたしますし、あるいは、もっと悪い言葉で言えば、適当にこの数字で出しておけやというようにも感じられるわけですね。ただ、17年度のこの計上額というのが、合併してから、月末のね、ほんの2週間足らずの少ない日数が対象になっております。ですから、普通に考えられることは、季節的な要因があって17年度の数字が少ないのかなという気がしますが、それでも、我々民間企業出身の者にとってみますと、余りにもかけ離れた数字。我々の昔いた、経験した世界では、こんな短期間に大きく前提数字が変わるということはちょっと考えられない。そこで、何でこのように数字が大きく違ってくるのか、この辺についての回答をお願いします。

以上で第1回目の質問を終わります。

議長（大関久義君） 答弁を願います。

市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 9番鈴木裕士議員のご質問にお答えをさせていただきたいと思っております。

賠償金については、旧笠間市におきまして100万円の予算を計上しておりました。これ

は、17年度、笠間市におきまして、9月22日発生した交通事故によりまして16万8,000円を支払いをしております。その関係で、その執行残、それが83万2,000円、これを暫定予算の方に組み込んだものでありまして、特定の事件に対応するために計上しているわけではございません。

以上でございます。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 9番鈴木議員の質問にお答えをいたしたいと思えます。

2点ほどいただきました。まず最初に、納税組合の関係でございます。ご承知のように、この納税組合の奨励金につきましては、旧岩間町におきましては、16年度で廃止になっております。そして、旧友部町と笠間市につきましては、合併協議の結果、17年度で廃止することになっているわけでありまして、そういう中におきまして、旧友部町につきましては、3月19日の合併前に既に支払い済みであります。今回の予算措置1,050万円につきましては、旧笠間市分の支出でございます。3月19日までに支払いが終わってないということで、3月19日から3月31日までに笠間市が支払う部分、これを暫定予算の中に計上したところでございます。支払いの対象となる税金につきましては、市民税、固定資産税、軽自動車税でありまして、今後のこの支払いにつきましては、合併協議の結果で、3市町とも17年度で廃止と、こういうことで確認をしているところでございます。

次に、18年度の暫定予算の中で、基準といえますか、考えをいただきました。先ほど言いましたように、この18年度の予算編成につきましては、既に各議会の方で説明があったと思うんですが、合併協議の中で、3市町での事業計画がございます。さらに、それぞれの市町村での事業計画があったはずであります。何々事業計画といえますか、何年計画といえますか、年度計画があったはずであります。単純にそれを合算して18年度の予算を今、見ております。そういう中から3カ月分を今回、これに先取りをしているわけでありまして、ただ、事業によりましては、2分の1の部分、あるいは4分の1の部分とか、支払いの関係で差が出てきている部分があるのも事実であります。

この予算につきましては、先ほど来申しますように、あくまでもこれは暫定でございます。新市長が決まりましてから、新市長の考え方もあるわけでありまして、それがいきなり6月の議会に新市長の考えを事業として乗せる部分というのは、そんなにはないんじゃないかと思うんですが、でも、一応、今までの3市町の事業計画プラス市長の新しい考え方、これをあわせて、おおむね5月下旬のころまでに予算編成をし直しまして、6月に当初の予算があるわけでありまして、そのときに、この予算、今回の予算も含めて、18年度の予算ということで一括議会にお願いをして、予算委員会の中でこの暫定予算も含めて審議をしていただくと、こういうことになるわけでありまして、あくまでも暫定でございますので、この中で、どうどう、こうなったという部分ではなく、その経常費的な部分を先取りして3カ月間もっているということでございます。場合によっては、例えば職員の人

件費なんかにつきましては、3カ月だけで済まない部分もあると思います。6月のボーナスなんかもありますので。ですから、ある程度、3カ月分よりふえる部分があります。条件によって、12分の3が12分の4になったり、10分の2になったりということで若干の開きがあるわけではありますが、いずれにいたしましても、あくまでもこれは暫定予算でありますから、70億何がしの金額は。当初予算の中に組み込みまして、6月にこれを含めて全予算、議会の皆さんに審議をしていただくということでございますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

議長（大関久義君） 保健福祉部長加藤法男君。

保健福祉部長（加藤法男君） 9番鈴木議員のご質疑にお答えしたいと思います。

18年度の笠間市立病院の暫定予算の業務量の予定数と、17年度の笠間市立病院事業会計暫定予算の業務量の予定数の差が大きいんじゃないかということでございますけども、どこでも同じだと思うんですが、自治体病院の経営状況は大変厳しい状況にあります。そういう中で、予算を組む段階で、受入額よりも支出額を先に組んでみるというようなことがあります。それにあわせて収入をある程度あわせていかなくちゃならないのかなということもあるわけなんですね。そういう中で、また17年度につきましては、友部町旧議員さんならご承知だと思うんですが、医者の確保が難しかったというようなこともありまして、患者さんの受け入れもなかなかできないだろうというようなこともありまして、それなりの予算を見積もり計上させていただいたというようなことがありまして、今後は医者の確保をいたしまして、幾らかでも利用していただくお客さんの受け入れ体制ができるようにというようなことで、今回、このような暫定予算という形で編成をさせていただいたような状況でございます。

議長（大関久義君） 質疑の途中ですが、ここで暫時休憩いたします。午後2時20分再開いたします。

午後2時02分休憩

午後2時19分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

9番鈴木裕士君の質疑を続けます。

なお、41番渡辺浩一君が所用のため退席されました。

9番鈴木裕士君。

9番（鈴木裕士君） 先ほどの質問に引き続いて、1つは、納税奨励金であります。この対象となる税金の種類、これを固定資産税とか市民税とか、もろもろ挙げられました。ただ、予算書を見てもみますと、この財源は県民税徴収交付金という名目になっているわけなんですね。そうしますと、書いてあるとおり読めば、県民税を徴収する、そのために県からお金がくるんだよと。県民税を徴収するためだというふうにとれるんですが、その点、

問題はないわけですか。それと、第1番目の質問、いわゆる賠償金の問題でありますけれども、もう一度、わかりやすく、ちょっと失礼になりますけれども、回答をお願いします。

議長（大関久義君） 答弁をお願いします。

総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 9番鈴木議員の再度の質問にお答えをいたしたいと思います。特に問題はないと思います。暫定でございますので。

議長（大関久義君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） わかりやすくということでございますので、これは旧笠間市において予算を計上された残りを、今回、13日間に関しまして、何かあると対応をこの部分ですという形になるかと思っておりますので、予算を計上しただけで、支出予定はございません。以上です。

議長（大関久義君） 質疑は3回で終了であります。

9番鈴木裕士君。

9番（鈴木裕士君） 何かあるということ、それで100万円の金額ということ。ふだんはこういった賠償金というものは計上することがないんじゃないかと。そうしますと、この100万円を計上した、最終的に100万円になると、計上する必要がないのに、ここで計上していると、その理由は何なのか、その辺をお伺いしたいわけで、それは最初の方から期待したわけなんであります。それと、実際に払うこととなるのか。というのは、17年度の最後の最後に至ってその金額を計上するということは、普通ならばあり得ないんです。それにもかかわらず、83万2,000円を金額を追加して100万の金額というのは、ちょっと普通の考えでは解せない。その辺の裏の話があれば紹介いただきたい。

議長（大関久義君） 市長公室長永井 久君。

市長公室長（永井 久君） 再々質問にお答えをいたしたいと思います。

これにつきましては、1回目の質問でお話をさせていただきました。旧笠間市におきまして、市の道路から車、所有物に関しまして、これに事故が起きた場合、例えば道路で陥没していたところに車が入り込んでしまったとか、そういう部分、交通事故ではございましたけれども、それで100万円のうちから16万8,000円を旧笠間市でお支払いになったわけでございます。それで、今回は17年の暫定でございますので、笠間市で支出をなされた残り、100万から16万8,000円を引いた残りでございます。83万2,000円、これは予算上の関係でございますので、払うとか払わないとかではなくて、暫定予算の方にその残金を持ち込んだと。予算上、計上をしたということでございます。ですから、何だという根拠ではなくて、当初、こういう部分の賠償事例が起きたときには、この費用の中で算定された部分でお支払いをし、それで足りなければ当然補正もいただきますし、そのような中で、残った金額を新しい笠間市に予算を計上させていただいた暫定予算だということでご理解をいただければと思います。

以上でございます。

議長（大関久義君） 9番鈴木裕士君の質疑が終わりました。

次に、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

13番石松俊雄君。

13番（石松俊雄君） 13番石松でございます。ただいま議長より許可をいただきましたので、質疑を行います。

報告第1号 専決処分の承認を求めることについて（笠間市条例の制定について）、3点にわたって質疑をいたします。

質疑に入る前に、第1点目につきましては、前に2人の議員の方が同趣旨の質問をされておりますが、趣旨の中身が若干違う部分がございますので、違う部分についてのみ質疑をさせていただきます。

第1点目は、令達番号19、笠間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例と、令達番号20番、笠間市国民保護協議会条例、これは旧友部町と旧岩間町にはございませんでした。そういう中で、なぜ専決処分をされたのかということについては、先ほどのご答弁の中で、合併団体は代表して1市がつくって、合併後、直ちに専決処分をするという、そういう方針に基づいてやったということでしたから、理解はしております。そしてまた、昨年11月、友部町議会、そして1月には岩間町の議会で、全協できちんと説明責任を果たしているということもご答弁の中から理解はできました。

しかし、私どもが質問をいたしておりますのは、市民への説明責任、とりわけ旧友部町、それから旧岩間町エリアに住んでいらっしゃる市民の方々への説明責任と、私ども友部町議会議員の意思表明権利と議決をする権利について、どのように整理をされて専決処分に至ったのかということをお伺いをしたいわけでありまして、この条例は法定受託事務として国の法律に基づいてつくらなければならないわけですが、協議会と対策本部を設置する期限は明記をされていないわけです。したがって、自治体の主体性に基づいて、自治体の責任で設置することに国ではなっているわけですから、その決まりに基づいて、ご答弁の中にもありましたが、小美玉市では6月につくって、18年度で計画をつくるということだと思いませんか。そういう意味で言いますと、十分に時間的余裕はあったんではなからうかと考えられるわけです。

それから、もう一つは、この条例は、答弁の中にもありましたけれども、国の有事法制の一つとしてつくられた国民保護法の制定に伴ってつくるように求められております国民保護計画を策定、運用するためにつくるわけです。そういう意味では、条例案文だけではなくて、どういう日程や協議会の構成で計画が策定されるのかということだとか、保護計画策定段階での市民への情報公開だとか、市民参加がどのように行われるのかだとか、あるいは協議会の委員の35人以内というのも、1号から8号まで防災計画に準じて決めましたということが言われたわけですが、そういうもろもろのことについてもきちんと

市民に情報が公開され、提案され、旧友部町で言えば、パブリックコメントにかかって意見を集約し、議会でも議決されるべきではないかなというふうに考えられるわけです。とりわけ専決処分でこの協議会が設置をされてしまいますと、実際に今後、笠間市で策定されます保護計画については、条例ではありませんので、議決案件にはなりません。笠間市が今後、有事関連計画を整備していくに当たって、私ども友部町議会出身の議員には意思表明の機会、あるいは議決する機会がないわけですが、このことについて、どのように整理をされたのかということについて、ご答弁、お聞きをしたいと思います。

それから、2点目は、選挙費用を公費で負担する制度も旧友部町と旧岩間町にはございませんでした。令達番号21、笠間市議会議員及び笠間市長の選挙における選挙運動用自動車の使用及び選挙運動用ポスターの作成の公費負担に関する条例を専決処分で制定をしてしまいますと、公費負担選挙制度に対する旧友部町と旧岩間町エリアに住む住民や議員の意見が反映されなくなるわけですが、このことについても執行部の方ではどのように整理をされたのかということについてお伺いいたします。

3点目は、旧友部町議会の、平成14年第1回及び第2回定例会で、私どもの同僚議員でございます鹿志村清一議員が行った選挙広報の発行を求める一般質問に対しまして、当時の執行部から、告示日から投票日前日までに有権者すべてに漏れなく選挙広報を配付することは極めて困難であるので、選挙広報は発行しないことを理解いただきたいという旨の答弁がされております。令達番号23、笠間市議会議員及び笠間市長選挙における選挙広報の発行に関する条例を専決するに当たりまして、こうした問題についてはどのような議論によってクリアをされたのかについてお伺いしたいと思います。

以上3点です。

議長（大関久義君） 答弁を願います。

総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 13番石松議員のご質問にお答えをいたしたいと思います。

3点すべて私の方にいただきました。まず1つ目が、先ほど来、議論をいただいたところの国民保護法の関係でございます。ご承知のように、笠間市が代表して条例をつくりまして、それを今回、合併協議の結果によって専決をしたという経緯がございます。先ほど申しましたように、進めていく中で、県合併協議、さらには県の危機管理室、あるいは3市町の協議の中で、笠間市については12月議会、そして友部、岩間については議会の中で、全員協議会の中で資料として説明をしていくという中で、説明責任の部分、今あったわけでありましてけれども、確かに今回、笠間の議会については議論をして議決をいただいているわけでありましてけれども、今回、このような形で専決という形になりますと、議員ご指摘のように、討議をする場がないという、友部の議員さん、あるいは岩間の議員さんがいるわけでありましてけれども、先ほど来、当初の中でも申しましたように、203の条例があるわけなんです、このすべての条例がそれぞれの3市町の合意形成である条例にはなっ

てないわけですね。先ほども説明しましたように、幾つかの条例に分かれまして、笠間市にある条例をもとにしている部分と、さらに友部、岩間にはない部分、それぞれいろんなケースがありまして、203本になっているわけでありまして、その一部と同じ考え方にはなるのではないかなというふうに私どもは思っているわけでありまして、当初、実は計画の、去年、説明している段階では、友部の方の担当の方から、議会の方の説明の中には、3月に合併をして、一緒に幾つかの、他の条例と一緒に専決をして制定をするという形で県の危機管理室のやりとりの文書もございますから。ですから、結果的に事前に説明をし、今回、確かに専決をしちゃいますと議論の場がないわけではありますが、これはほかの条例もそういう部分が当てはまるわけでありまして、合併の中でやったという経緯でございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、小美玉とつくばみらいの関係がございましたが、これは日程的な部分で、あえて、それぞれの町村で挙げてなかったというのが現況だそうでありまして、それについては特に議論して送ったとか、そういう部分ではなくて、まあ、何ていいますか、行政の方が取り組まないでいて、新市になってからやるといいますか、そういう形だというふうに聞いております。

2点目の選挙ポスターの例の関係でございますが、この制度につきましては、市長、市議会の選挙において、選挙運動費用のうちの自動車の使用、あるいはポスターの作成に要する費用について、条例で定めた限度の範囲で、その費用を市で負担するものでありまして、旧笠間市では既に平成7年度より実行されていたわけでありまして、県内の状況を見ましても、昨年未現在におきまして30市中26市が制定をされているだけでありまして、制定されていない4市はすべて旧町村単位での合併ということで、新設でありまして、もともと条例がないということでございます。また、今回、17年度中に合併をし、新市となった5市についてはすべて専決処分により即日施行している、こういうことでございます。ご指摘のように、旧笠間市で行っていたから、それに倣って専決をしたという性質のものではないというふうに考えているわけでありまして、ご承知のように、今回、新市発足後50日以内に市長選挙があるわけでありまして、短時間での選挙準備を進める関係もございまして、あと、本制度によって、何ていいますか、お金のかからない公明な選挙を実現するためにも、候補者間の選挙運動の機会均等を図る手段、こういう意味もございまして、制定をしたということでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

それから、次の平成14年の第1回の定例会において、友部町の議会におきまして、過日、やりとりがありました。告示日から投票日前日まで有権者に漏れなく選挙広報を配布することは極めて困難で、できないんだというようなことで、やってなかったという経緯がございまして。こういう関係の中から、今回はやることになったわけでありまして、選挙広報の発行につきましては、公職選挙法の172条の2の規定によりまして、地方選挙においては当該選挙に関する事務を管理する選挙管理委員会は規定に準じて条例で定める

ところにより選挙広報を発行することができるわけでありまして、選挙広報につきましては、既に旧笠間市、岩間町で制度化をし、発行してきたわけでありまして、旧友部町のみが当時の答弁のとおり、実施に踏み切れなかったわけでありまして、今回、合併協議と申しますか、そういう中で、笠間市及び岩間町の制度を再編して統一をするという、合併調整によって検討してきたわけでありまして、したがって、旧友部町としては、新市になったことで告示期間も従前の5日から7日になったと。2日間伸びたわけでありまして、何よりも住民サービスの低下をすることなく、有権者に候補者の情報をいち早く伝えることを第1と考え、新市において改めて制定することになったわけでありまして、ご理解をいただきたいと思っております。

以上でございます。

議長（大関久義君） 13番石松俊雄君。

13番（石松俊雄君） 第1点目についてはちょっとご確認をしたいんですけども、小美玉については、平たく言えば行政の方が怠慢だったので、日にちが伸びたわけであって、合併があるからということで配慮して延ばしたわけではないというふうに、平たく申せば、そのように私は聞こえるわけです。私どもが申し上げたいのは、専決処分になる過程において、友部町議会議員である私どもの意思表示権だとか議決権について、どのように整理をされ、合理性がもたらされたのかということをお聞きしたいわけです。それから、旧友部町エリア、岩間町エリアにお住まいになっている市民の方々に情報が公開されず、意見も集約をされないままに決まるわけです。これについてもどのように合理性を持った議論がされたのかということをお聞きしているわけですから、そのことについてきちんとお答えをいただきたいというのが1つであります。

それから、2つ目は、新市長選挙が50日以内に行われるので間に合わないということは、私は若輩者でございますけれども、子供ではないのでわかります。しかし、そういう専決処分で作った条例であっても、先ほど申しましたように、私ども友部町のエリアでは、公費選挙について全く議論の経過がないわけです。この条例の中で一番大切なのは、ご答弁の中でもおっしゃいましたけれども、お金のかからない選挙の推進と、候補者間の選挙運動の機会均等を図ることだとか、国勢選挙と地方選挙の公費の負担の差を解消していくことだとか、そういうことが趣旨としてあるわけですね。その趣旨については、条例案文の中にうたわれてないわけです。住民の立場、あるいは議員の立場から申しますと、この趣旨について、市民、議会、行政が共有化をしなければ、公費選挙の意味、意義というのは達成されないのではないかなというふうに考えるわけです。そういう意味で、専決処分をしたことが悪いとか、専決処分はいけないとかを申し上げているのではなくて、専決処分をすることによってそういう不備が起きるわけですから、その不備についてのフォローアップと申しますか、手だてはあるのですかということをお伺いしたいわけです。そのことについてのご答弁を明確にお願いを申し上げたいと思っております。

それから、選挙広報のことについては、合併調整の中で決まったことだからご理解を賜りたいということなんですけれども、私どもがどうしても納得できないのは、5日が確かに7日に延びて2日延びたわけなんですけれども、これがなぜ、極めて困難だったものが、選挙民平等に配られるようになるのかというのが疑問なので、そこをお伺いしたかったわけですね。そこに対するご答弁はきちんとしていただきたいと思います。

以上です。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 石松議員の再度のご質問にお答えをいたしたいと思えます。

3点につきまして、それぞれ質問をいただいたわけでありまして、最初の部分に戻りますけれども、それぞれの協議の中で決めてきたわけでありまして、例えば合併協議につきましても、議会の代表である3人の皆さんが入り、市民も入った議会の上の組織の中で決定してきた経緯もございます。それから、先ほど言いましたように、今回の国民保護以外の条例につきましても、全部、それぞれで議論したわけでありませんので、その辺は合併ルールの中で、合併期日に専決処分しなければ行政が、何と申しますか、滞ってしまうと申しますか、そういう状況の中から出発をしておりますので、ご理解をいただきたいと思います。それで、全協の説明の中でも、ここに資料もございますけれども、他の条例と同じように専決でやるということは、友部の議会の中、あるいは岩間の議会の中でも確認をされたというふうに私は聞いておまして、ここにも県の方に報告をした文書がございますが、笠間については議決をする、岩間、友部については全協の中で報告をしながらやりとりをしていくと、そういうことで危機管理室の方に報告をした文書がございますが、そういう経緯がありまして、今回、いろんな、ほかの条例と同じ専決処分をしたところでございます。

それから、次のやはり選挙のポスターの部分につきましても、5日が2日延びたからという部分ではなくて、問題は5日の部分でも、行政の考え方によってはできたのではないかなと私個人は思っております。それは町村でもやっておるところは事前の、何ていいますか、説明会のところにある程度準備をしまして、告示期間になって締め切った段階ですぐ印刷に間に合わせれば、その次の日の朝は恐らく印刷はできまして、あとは新聞折り込みとか、いろんな方法、手段はあると思えます。行政を使ってやるのか、あるいは公のところにおいておいて見てもらう方法がいいのか。必ずしも広報が全戸に渡らなくても、それはやり方としては可能ではないかなということで、笠間ではやってきた経緯もございますので、ひとつその辺につきましては、ご理解をいただきたいと思います。それから、お金のわからない部分の中では、確かに市民への説明は不足している部分あるかと思うんですが、こういう部分につきましては、今回の市長選には間に合わないでしまったわけでありまして、今回、何ていいますか、合併によって新しい、できた、この選挙の公費部分につきましては、なるべく早い時点で広報を通じて、友部の町民、あるいは岩間、笠

間については以前と同じでありますので、説明責任を果たしていきたいと、こういうふう
に思っているところでございますので、ご理解をいただきたいと思えます。

議長（大関久義君） 13番石松俊雄君。

13番（石松俊雄君） 議長に申し上げます。1番目の質疑は、私は質問の時間ではあ
りませんので、専決処分がよかったとか、悪かったとかという意見を述べているつもりは
ございません。合併協議や調整の中で、先ほど申し上げました、繰り返しになって申しわ
けないんですが、旧友部町エリアに住む市民、旧岩間町エリアに住む市民に対する説明責
任、それから、友部町議会議員の意思表明権、それから議決権について、議論がされたの
かどうか、合理的な整理がされたのかどうか、それをお聞きしたいわけですね。されたか
どうかについてきちんとお答えをいただかないと、全協でも説明をした、そういう確認に
なっているから納得しろと言われても、それは私の質疑に対する答弁ではないので、質疑
に対する答弁をしていただくように議長の方からご指導願いたいと存じます。

それから、2点目については確認をしたいんですけれども、市民の認識共有化というの
が不足をしていると、この部分については十分にフォローアップをしていく用意があるし、
そういう準備をしているというふうにご答弁いただいたというふうに理解をしていいのか
どうか。申しわけないんですけど、あやふや、あいまいなので、きちんと明快に確認をと
らせてください。

それから、3番目、告示日から投票日前日までに100%配布をされなくても、選挙広報
の意義や必要性は十分あるから、それでもいいんだというふうに聞こえたわけですね。こ
れは旧友部町議会で旧友部町執行部が答弁した内容と全く違うわけですから、そのよ
うに部長が言われたというふうに理解してもいいのかどうか、この3点目についても確認
をとってください。よろしく願います。

議長（大関久義君） 市長職務執行者磯 良史君。

市長職務執行者（磯 良史君） 13番石松議員さんのご質問にお答えしたいと思います。

この条例のすり合わせ、203条例あるんですよ。それで、笠間市は49条例がありました
が、笠間市がわからない条例、友部、岩間にだけしかない条例、こういうものもあるん
です。今、2つの条例だけのことを問題にしていますが、もしそういうことであれば、これ全
部をやらなきゃならなくなるわけだと思っております。それで、この合併に当たっては、
このことについて、幹事会、何回も練りました。いろいろと、全部調整する中でやってき
ました。そしてそれを、こういう形で話をまとめたいと思っておりますが、どうですかとい
うことは、旧友部、旧笠間、旧岩間の議会の上にある合併協議会のところでご承認をいた
しております。ですから、少なくとも、もしその時点でこういう話が出てこなければおかし
な話なんですよ。だと私は思っております。しかし、これから、これを進めていく上では、
市民の皆さんにどういうふうにしてPRしていったり、ご理解をいただいていったり、そ
の努力はしなければならぬと、そんなふうには思っております。どうぞひとつ今回の

合併の中で 203の条例数があるわけですから、ただ単にこの2つだけの条例じゃないんです。全然、旧笠間の市民がわからない条例もありますし、旧友部の皆さんが知らない条例もこの中にたくさんあるんですよ。それを合併協議会の中で、こういう形ですり合わせしましたが、どうですか、合併協議会の皆様の代表の方にちゃんと相談をさせていただいて、すり合わせをし、これを進めてきたわけです。ひとつ、その辺につきましては、ご理解をいただきたいなと思っております。

議長（大関久義君） 13番石松俊雄君の質疑が終わりました。

次に、17番萩原瑞子君の発言を許可いたします。

17番萩原瑞子君。

17番（萩原瑞子君） 17番萩原瑞子でございます。

報告第1号、専決処分、令達69号、笠間市国際交流基金条例についてご質問をいたします。

この条例は、旧笠間市の条例から見ますと内容が変わっております。新条例になった経過と、条例制定に当たり、寄附者に対しましてどのような対応をされましたのか、ご説明をいただきたいと思っております。よろしくお願いをいたします。

議長（大関久義君） 答弁を願います。

市民生活部長野口直人君。

市民生活部長（野口直人君） 萩原議員の質疑にお答えいたします。

笠間市国際交流基金条例の新条例になった経過でございますけども、平成18年3月19日に1市2町が合併するに当たりまして、笠間市国際交流基金条例を見直しすることになり、あわせて預金保険制度、いわゆるペイオフ制度が平成17年4月から完全実施されましたので、預金方法についても見直しを行いました。今までの規定では、基金の益金を事業費に充てていましたが、今後は必要に応じまして基金の原資を取り崩して活用できるように条例を制定いたしました。

次に、新条例制定に当たって、寄附者に対し、どのような対応をしたかのご質疑でございますけども、基金は故笹目宗兵衛氏の寄附及び基金の目的に賛同した笠間ロータリークラブ、笠間稲荷神社、国際ロータリークラブ、株式会社潤工社からの寄附金を原資とし、基金運用から生じる利息をもって事業を推進してまいりましたので、今回、合併を機に条例を見直すことになりましたので、故笹目宗兵衛氏の遺族の方を初め、目的に賛同していただいた団体の代表者の方には、ことしの1月に基金の条例改正について説明を行い、了承いただいております。

以上です。

議長（大関久義君） 17番萩原瑞子君の質疑が終わりました。

次に、1番鈴木 努君の発言を許可いたします。

1番鈴木 努君。

1番（鈴木 努君） 1番鈴木 努でございます。

報告第10号の中の専決処分のありました平成17年度一般会計暫定予算の中で3点質問をさせていただきます。

初めに、歳入の方です。28ページの14款国庫支出金、6目教育費国庫補助金、この中の2節の体育施設費補助金のところですか。こちらの国庫支出金、アスベスト対策補助金ということで体育館というふうに記載がありますけども、多分、笠間の市民体育館というようなことだと思いますが、この工事内容、こういったものにこの国庫補助金が対象補助になっているか、また、この教育施設に限らず、その他、市内の公共施設で今後、同様のアスベスト対策の改修工事が必要となる施設はありますかどうか、これが1点目です。

それから、2点目、歳出の方で、65ページ、6款商工費、3目観光施設費の中の17節公有財産購入費、こちらの公有財産、何らかの買収をしたものと思いますが、こちらの購入した観光施設とは何でしょうか。また、その購入金額の算定基準、例えば不動産鑑定による価格とか、固定資産税の課税標準価格とか、そういった何らかの基準があったと思いますが、その点をお聞きをいたします。

それから、68ページ、7款土木費の中の6目友部駅周辺整備事業費、友部駅の橋上駅舎を含めた、その周辺整備でありますけども、複数年度にわたって多大な事業費を投入して取り組んでおられる事業であります。新笠間市にとっても大変ウエートの大きい事業であります。しかしながら、私初め旧友部町議会の方々以外の議員各位にも、その事業がまだよく認知をされていない状況もありますので、この予算報告の中で、簡潔でよろしいですので、事業の目的、事業内容、総事業費、それから事業費の内訳、国庫補助を十分に活用した事業だと思いますので、こういったところ、簡単に結構ですので、説明をいただきたいと思います。

以上です。

議長（大関久義君） 答弁を願います。

教育次長塩田満夫君。

教育次長（塩田満夫君） 1番鈴木議員のご質問にお答え申し上げます。

体育施設補助金のアスベスト対策補助金につきましてご質問いただきました。これにつきましては、昨年、アスベストによる健康被害が全国的に問題となったところでございます。このことに伴いまして、公共施設等へのアスベスト使用実態調査を行ってございます。結果につきましては、旧友部町、岩間町につきましては、検出された施設はございませんでした。旧笠間市の市民体育館の一部につきまして、吹きつけアスベストが検出されたところでございます。この結果を受けまして、市民体育館の使用を直ちに停止をいたしまして、平成18年3月1日にアスベスト除去工事に着手をしたところでございます。これにつきましては、5月31日までの繰り越しにより施行をしているところでございます。

本補助金でございますけども、国土交通省の補助事業であります優良建築物等整備事業

でございます。補助対象となる建築物は、多数のものが利用する建築物で、露出して吹きつけアスベスト等が施工されているものであって、共同で利用する部分に限るとなっているとございます。

また、市民体育館のアスベスト撤去工事に対します国庫補助割合でございますけども、総事業費で4,095万円のうち、トレーニングルーム天井、ホールアリーナ壁、観客席天井、放送室天井、あわせまして882平方メートルのアスベスト除去に係る費用2,997万円が補助対象事業となっておりまして、補助率3分の1の999万円を歳入するものでございます。

さらに、補助対象外の工事につきましては、アスベスト撤去箇所の改修工事、それから、体育館アリーナ天井部の補強工事、体育館のわきに蒸気機関車がございますが、これにアスベストが使われているということで、この処理工事ということになってございます。

以上でございます。

議長（大関久義君） 総務部長畑岡 洋君。

総務部長（畑岡 洋君） 1番鈴木議員の質問にお答えをいたしたいと思っております。

国庫金の返納金でございますが、これにつきましては、過年度分の国庫支出金の額の確定による返納金をこの2款にございまして総務費の1項の総務管理費の中に一括計上しまして、笠間市全体での補助金の整理をするということでございます。

内訳といたしまして、16年度の国庫負担金の2,070万7,789円、さらに16年度の児童福祉費の国庫負担金の5万9,940円、さらに16年度の障害福祉費の国庫負担金の19万1,795円でございます。

以上でございます。

議長（大関久義君） 産業経済部長青木 繁君。

産業経済部長（青木 繁君） 1番鈴木議員さんから観光施設費の公有財産購入費につきましてご質問いただきました。これは従来から借地をしておりまして市営駐車場の用地の一部を購入したものでございます。笠間稲荷神社周辺に3カ所の公営駐車場がございまして、今回の案件につきましては、荒町駐車場でございます。場所は、笠間高校前の道路を北に進みまして、神社から来る交差点と交差する信号の手前、右側、東側ですね、交差する位置にしてある駐車場でございます。この駐車場は市街地の中心に位置しておりまして、全体面積が約3,500平米、駐車可能台数120台を有しまして、2名の所有者から借地をしております。ちなみに、今回購入した物件は310平米でございます。買収単価につきましては、平米当たり3万3,500円。この単価の設定のご質問をいただきましたが、相続税相当額ということで、市と地権者の合意に至った中で、総額1,038万5,000円で、公有地拡大推進法の適用を受けまして取得したものでございます。

以上でございます。

議長（大関久義君） 都市建設部長澤畠守夫君。

都市建設部長（澤畠守夫君） 1番鈴木議員の質疑に対してお答えいたします。

68ページにあります友部駅周辺整備事業、これにかかわる事業の目的、内容及び事業費等についてのご質問でございました。

まず、目的でございますが、友部駅という、常磐線と水戸線が分岐するという非常に有利な交通特性を持っております。こういった交通結節点としての利便性をさらに高め、快適なものとし、また、南と北に鉄道によって分断されております地域を一体化し、交流を創出しようと、交流の拠点としようということで、この事業が始まったものでございます。また、さらに合併という状況が重なりますと、なおさら、この地区が新笠間市の中心地としてふさわしい機能と環境を備えるよう、なおさら頑張っていきたいと考えております。

次に、事業の内容でございますが、まず、内容としては、現在の友部駅を橋上化しようという事業で、まず橋上駅の建設です。それと、南北自由通路、これは南側及び北側に駅前広場をつくりますが、その両広場を結ぶ通路になります。

戻りますが、橋上駅については、面積が1,421平米程度、それと、南北自由通路については、有効幅員が5メートル、延長が83メートルほど考えております。

さらに、友部駅周辺事業では、先ほど申し上げましたように、現在ある南口の駅前広場がありますが、これを2倍ほどの6,200平米に広げる計画です。

それとまた、北側には新たに北口広場5,000平米を設ける計画です。この北口には、この広場から20メートルほどの幅員の道路を市道まで整備する計画でして、延長にして350メートルほどございます。

また、北口付近では急速な市街化が想定されましたので、地区計画という計画を昨年、策定いたしました。その計画に伴いまして、地区内に区画街路を地区計画として担保いたしましたので、この整備もあわせて進めたいと思っております。そのために総事業費は48億円ほど考えてございます。

この事業は、今、申し上げましたような内容とするものでございまして、16年度に創設されました国庫補助事業でありますまちづくり交付金事業を採用させていただいております。そのために、このうちの事業費の約40%、これが国費でございます。それで、市の負担分につきましては、総事業費の45%については起債を想定しておりまして、単独費は15%となっております。

なお、この単独費につきましては、平成3年度に創設しました友部駅舎橋上化及び自由通路整備基金を充当することとしております。

いずれにしましても、今後とも新笠間市の玄関としてふさわしい機能と環境が創出できますよう努力してまいる所存でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 1番鈴木 努君。

1番（鈴木 努君） ありがとうございます。前段2つは了解をいたしました。友部駅、茨城県のちょうど中心にありまして、常磐線、水戸線の交差をいたします非常に重要

な交通結節点というようなところで、合併をしました人口8万2,000人の都市の、茨城県内でも中堅都市であります、この新笠間市のまさに玄関口にふさわしい整備というふうに思っております。地元自治体の負担を最小限にとどめながら、こういったまちづくり交付金制度、こういうような有利な国庫補助制度を最大限に活用いただきまして、積極的に事業推進に当たられることを望みまして質問を終わらせていただきます。

議長（大関久義君） 1番鈴木 努君の質疑が終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

午後3時06分休憩

午後3時19分再開

議長（大関久義君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

なお、43番大貫千尋君が所用のため退席されました。

次に、12番西山 猛君の発言を許可いたします。

12番西山 猛君。

12番（西山 猛君） 休憩前に引き続き質問をやらせていただきます。先立ちまして、通告しております報告第26号の件ということになっておりますが、いずれにしても暫定予算全体について、また、それにかかわる件としてお聞きしたいと思います。

既に質問を終わっております議員各位に対する答弁の流れを見てますと、非常に私は腑に落ちないというか、納得ができない、そういうところがあります。1点、市長職務執行者ということで、もとの笠間市長、そこに座っております。市長選挙が終わって、それからじゃないと正式な予算を組めないんだと。そして、今までの1市2町の通年予算のつまり4分の1をおっつけてこの予算をつくったんだと、それが数字なんだと、こういう答弁を、たしか総務部長、していたと思います。さまざまな質問の中で、いろいろ答弁をしているのを私、ここで聞いておりましたが、仮にも笠間市長、歴任して、合併協の会長をやって、ここで市長職務執行者ということで、市長と同等の立場で法執行をしているわけです。しかしながら、余りにも執行部の答弁の中で、暴走、行き過ぎがあるのかなと私は感じてなりません。まして、これだけの議員が各地域から選出されて、初めの一步なんです。それを暫定だから、暫定だから、暫定だから、そういう答弁は、これは最初から議会を愚弄してますよ。それから、両輪と呼ばれる、議会と執行部は両輪だと言われる両輪の部分には差があるんじゃないですか。と私は感じておりました。それは答弁の中から感じた部分でございます。

それで、今回の暫定予算、これを決定するに至るまでの経緯、今の私の前置きですが、それを含みに入れましてお聞かせ願いたいと思います。今回の暫定予算決定に至るまでの経緯、よろしく願います。

議長（大関久義君） 答弁を願います。

市長職務執行者磯 良史君。

市長職務執行者（磯 良史君） 12番西山議員のご質問にお答えしたいと思います。

大変おしかりの言葉も入ったようでございますが、決して皆さんを愚弄しているとか、暫定、暫定ということを使い過ぎているとかという言葉もございましたが、合併ですから、暫定の予算でしか出発のしようがないということだけのご理解いただきたいなと思います。そして、約3カ月ということですが、先ほど9番鈴木議員のご質問もあったと思いますが、全部、何でもいいから3カ月分を、4分の1にしたんだということではないということは、先ほど総務部長の方からもお話しさせていただいて、ご理解いただけるんだろうなと思っております。

大きくはそういうことなんですけども、3カ月間の必要経費、あるいは継続的な費用、そういった部分を抽出をして、そして暫定の予算を組んだというのが本当でございます。したがって、今回の予算の中には政策的と、そういう部分は一切、私の職務執行者としての部分では触れてない予算になっていることも事実でございます。したがって、今、正直言います、役所に行きますと、金銭的な出し入れと申しますが、そういう部分について決裁をしているというのが今の私だと思っております。

新しい市が生まれ、そして新しい市長が誕生するまでの間、間違いのないように、その部分についてきちんとやっていきたいと思っておりますので、確かに皆さんから見れば、ただ単に3カ月分を全部出したということではないと思っております。したがって、今回の暫定予算も、18年度の今度は6月の議会になるんでしょうか、そのときに、この部分も含めての予算になると思っておりますので、どうぞひとつご理解をいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。

議長（大関久義君） 12番西山 猛君。

12番（西山 猛君） 先ほど職務執行者の立場でお話ありましたが、合併協が上位で1市2町の今の形があるんだと、こういう答弁が私はあったように聞きました。これは大きな間違いではないかと思うんです。合併というのは法執行ですよ。法定協の場をつくり上げた。これは法執行のための場であって、イコールそれがすべてだと。もちろん合併の中には、合併しない、したくない、反対だという議員各位もおられると私は思っております、53名の中に。そして、もともとが1市2町の任意協が壊れて、その後、友部、岩間の法定協が解散されて、それで今回、新たに仕切り直す、これは並々ならぬ思いがあると思うんですよ。究極の選択だと私は思っています。それを、私が言いたいのは、暫定予算だという、その執行の仕方だけで、それは暫定でしょう、暫定がだめだなんて、だれも言っていないと思うんですよ。53名の議員、だれも言っていないと思います。暫定だめだと言っている、いませんよ、そういう人は。そうじゃなくて、説明責任、あるいはその1市2町の格差の部分、こっちにあって、こっちにないんだと、そういうものを明確に説明してくれよと、それが我々の議員としての責務だろうと、そういう説明責任を果たさせる立場に我々

はあると思っています。ですから、それを引き出さなくちゃいけない。それを暫定で市長が決まったら、それから変わるんだからって、執行部がまるであたかも市長選挙が終わるまで暫定執行部のような、そういう物の言い方しちゃ、私は腑に落ちない、それを言うんです。いずれにしても、各地域から我々、選出された議員がこれだけいるわけですから、今後、一体化、笠間市新生なんてよく使いますね、新しく生まれる笠間市のまちづくりについて、その一体化を単刀直入に、どういう考え方で一体化、これをよろしく答弁願いたいと思います。

議長（大関久義君） 市長職務執行者磯 良史君。

市長職務執行者（磯 良史君） 西山議員の再度のご質問にお答えしたいと思います。

今後における一体化に向けての予算の執行といいますか、そういうことについてどう考えているかということでございますけど、私の立場とすれば、50日はないわけでございます。そういう中で、合併協議会で新市計画を皆さんとご協議の上、つくっていただきました。それに向かひまして、その計画が計画どおりに進めていくかということが一番大きな問題にはなると思います。その新市計画の中では、私が合併協議会の会長をさせていただいておりましたが、要するに、社会資本の投下してない地域、そういった部分に厚く考えながらやってきたつもりでは私はあります。今後について、新しい市長が決まれば、新しい市長がこの計画に基づいて、もちろん幹線道路とか、それから福祉環境の充実とか、住民参加のまちづくりの推進、このことについては必ずや新しい市長がしてくれるだろう、そういうふうに確信はしております。その部分につきまして、引き継ぎの時点では私もそれなりなことだけはきちんとお話をさせていただいて引き継ぎをしていきたいと思っております。よろしくお願いいたします。

議長（大関久義君） 12番西山 猛君。

12番（西山 猛君） 今、明確な答弁をいただきまして、本当に胸をなでおろす、そういう思いであります。新市建設計画の貫徹、これがまず基本であると。それから、行政改革や、いろんな部分で、その計画以上のものをつくっていかうじゃないかと、そう考えるのが我々議会、あるいは執行部の皆さんとの関係だと、そう信じております。確信しております。質疑でなくて、本当に御礼の言葉として締めたいと思います。ありがとうございました。

議長（大関久義君） 12番西山 猛君の質疑が終わりました。

質疑を終結いたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております報告第1号から報告第38号までは、会議規則第37条第2項の規定により委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をいたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第1号から報告第38号まで

は委員会の付託を省略し、直ちに討論、採決をすることに決しました。

これより討論に入ります。討論は登壇してお願いいたします。

討論の通告がありますので、順次発言を許可いたします。

まず初めに、30番横倉さん君の発言を許可いたします。

30番横倉さん君。

〔30番 横倉さん君登壇〕

30番（横倉さん君） 30番、日本共産党の横倉さんです。

報告第1号、専決処分の承認を求めることについて、条例第19号、第20号、第57号、第116号について、反対の立場で討論を行います。

条例第19号、笠間市国民保護対策本部及び緊急対処事態対策本部条例、第20号、笠間市国民保護協議会条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律に基づき、必要事項を決めていくとありますが、条例第19号、第20号について、合併前に一部の議会で審議されただけで、新笠間市全議員による審議はされていません。専決処分しなければ笠間市の行政が立ち行かなくなることはないと考えます。

国民保護法は武力攻撃事態法に基づくものですが、これはアメリカが海外で引き起こす戦争に自衛隊を引き込み、その支援活動に罰則つきで国民を動員する、極めて危険な内容になっています。アメリカの先制攻撃への一体参加も可能にしています。日本が武力攻撃を受ける前から自衛隊や日本国民、地方自治体を動員する仕組みをつくっています。政府が判断すれば、日本がどこかの国から攻められていなくても、米軍の戦争を支援し、国民を動員する体制に移れるようにするための規定です。有事法制における国民保護計画は、災害救助における住民避難計画などとは根本的に違うもので、住民の保護をうたっていますが、その内容は強制であり、制限、規制、財産権の侵害であり、憲法に保障されている基本的人権・権利への侵害、また地方自治をじゅうりんするものです。

有事法制をめぐる国会審議の中で、政府は、日本有事について、どのような可能性があるかについて追及を受けましたが、具体的な事例は示すことができませんでした。国民の保護法制と、その計画づくりの作業そのものが地方自治体に軍事の介入を許し、テロ攻撃を口実に戦争に備えるのは当然という戦争意識を国民に持たせる、国民を戦時体制づくりに動員する条例であり、承認することはできません。

条例第57号について、笠間市手数料条例については、市町村合併の説明会では、どこの会場でも行政の効率化を図り、サービスは高く、負担は低くと説明がされてきた経緯から見て、大幅な値上げは認められません。

条例第116号、笠間市介護保険条例について、介護保険制度は家庭での介護の限界が生じる中、介護を社会的に支えていくことからつくられた制度であります。介護保険は1万5,000円以上の年金を受け取る65歳以上の高齢者からは保険料が強制的に天引きされ、生活保護を受けている高齢者を含め、すべての高齢者から保険料が徴収されます。条例に示

されている保険料は基準額で見ると、旧岩間町で71%、旧笠間市で40%、旧友部町では31%の大幅な値上げになっています。また、老年者控除や特別配偶者控除の廃止、公的年金控除の引き下げ、定率減税の廃止などに伴う増税で高齢者の暮らしは一段と厳しくなっています。さらに、増税によって住民税非課税であった方が住民税課税となれば、今回の介護保険料の値上げに加え、保険料の段階のランクも上がり、二重三重の値上げになります。介護保険料の大幅な値上げは高齢者の生活を脅かしかねません。条例は低所得者に対する減免が不十分であります。必要な介護サービスを受けたくても、利用料が払えず、受けられない状況をさらにつくります。合併協議会の審議の中でも介護保険料の値上げはしないよう意見が出されていた経緯からも、この条例は承認できません。

以上で討論を終わります。

議長（大関久義君） 次に、11番鈴木貞夫君の発言を許可いたします。

〔11番 鈴木貞夫君登壇〕

11番（鈴木貞夫君） 日本共産党の鈴木貞夫です。

通告に従いまして、提案されている報告第1号、専決処分の中の第19号及び第20号及び第116号の条例に対して反対討論を行います。

まず、条例第19号、笠間市国民保護対策本部及び緊急処理事態対策本部条例及び条例第20号、笠間市国民保護協議会条例について行います。

2本の条例は有事法制に基づく武力攻撃事態等における国民のための措置に関する法律によるものです。国民保護法と言われるこの法律の目的は何かと言えば、この法律は2003年6月に成立した武力攻撃事態法に基づき、米軍支援法、特定公共施設利用法など、関連7法の1つとして2004年6月に制定されたものです。国民保護と称され、あたかも武力攻撃、または予想されたときに国民の生命、財産の保護をするかのように装っておりますが、実態は異なります。仮想敵国をつくり、日常的に国民の中にそのような事態を想定させ、緊張感をつくり出すことは、日常生活を安心安全に送ることにはなりません。自衛隊、米軍が軍事行動を起こしたときに、軍事行動への協力を国民に、地方自治体、民間の組織に強要するものです。また、日本が直接攻撃を受けていなくとも、海外への戦争に米軍が乗り出すときに罰則つきで戦争に国民の動員をするのが目的です。

国民保護法は自然災害時に役立つと言われることがありますが、武力攻撃事態と自然災害は異なります。戦争は人間が起こすもので、平和的な外交的努力によって防げます。しかし、自然災害は一定の予想はできたとしても、完全に防ぐことはできません。事態の相反することに役立ちません。自然災害なら、提案されている第17号、笠間市防災会議条例、第18号、笠間市災害対策本部条例を有効的に活用すれば事足りるのではないのでしょうか。したがって、第19号の対策本部は必要ありません。

第20号の条例案が通れば、国民保護計画をつくることになります。この計画は、市議会の議決事項なのか。ただ単に報告で、議会は条例を議決するだけで、その後、かかわるこ

とができず、議会の責任はどこにあるのか。市民への責任が持てません。地方自治の時代と言われる中で、憲法で保障された自治権をないがしろにするものです。第20号、協議会にも議会の代表はなく、一方的に自衛隊を委員にすることを定めていることは、この法全体が軍事目的であることをはっきりさせています。

この協議会で作る計画は国民の安全を守るものとは言えません。自治体と自衛隊が日常的に連帯し、共同の訓練など、戦時体制を整えることにあります。武力攻撃事態等を国が判断すれば、自衛隊、米軍のために土地、家屋の利用、指定公共機関に対する指示や強制に当然、自治体の職員が動員されます。戦争への協力の役割を担うことになり、自治体の原点、本来の任務に反します。今までの歴史を見ると、戦争における国民の保護は軍隊の軍事行動を優先するものでしかありません。情報管理がされ、国民の表現や結社の自由等、基本的権利が侵されます。

憲法9条の戦争の放棄を持つ日本は、憲法を守り、近隣諸国との友好を深める中で、戦争を行わない努力が必要です。旧笠間市は平成3年、核兵器廃絶平和都市宣言をしています。新笠間市もこの精神を受け継ぎ、発展させることが必要ではないでしょうか。この2本の条例案は実質的に旧笠間市のみ議会で審議されたのみです。当議会での審議もなく、専決処分をしたことは問題があります。国民の基本的な人権を侵し、また地方自治体の自治権をじゅうりんし、国民を戦時体制づくりに動員する条例案は認めることができません。

次に、第116号、笠間市介護保険条例についてです。合併後、初めての議会に介護保険料の大幅な値上げが専決処分として提案されました。合併を進めるとき、サービスは高く、負担は低く、財政基盤は充実すると宣伝してきましたが、このような大幅な値上げを市民は納得できるでしょうか。近隣の市町村において、合併後の福祉、医療関係の値上げは住民の中に不満の声が出てきているのが事実です。4月1日付の新聞には、石岡市の国保の滞納問題での寄稿があります。笠間市においても国保の滞納者が20%を超えています。介護保険の値上げはさらに滞納者を増加させることになるのではないのでしょうか。定率減税の廃止、65歳以上の高齢者控除を初めとする各種控除の廃止による課税最低限の引き下げによる所得税、県民税の増税、さらに国保料値上げ、高齢者医療等が所得の低い人、高齢者への負担となっている現在、介護保険の大幅な値上げを認めることはできません。

以上、議員諸君のご賛同を賜りたくお願い申し上げまして、私の反対討論といたします。ありがとうございました。

議長（大関久義君） 次に、13番石松俊雄君の発言を許可いたします。

〔13番 石松俊雄君登壇〕

13番（石松俊雄君） 13番石松です。

報告第1号を承認することに反対の立場で討論いたします。

専決処分は地方自治制度の中においてのみ認められているものであり、国では、国会は国権の最高機関であって、国の唯一の立法機関であるという憲法41条の趣旨によって、こ

のような制度はありません。したがって、専決処分というのはあくまで特別の理由がある場合に、執行機関の判断と責任において、議会にかわって補充的にその機能を行う重大な例外措置だと言えます。今回、専決処分されます令達番号20の笠間市国民保護協議会条例は、国民保護法に基づき、各自治体に設置や制度が義務づけられているもので、ほかの自治体と比べて殊さらおかしいことをしているわけではありません。この条例そのものに重大な瑕疵があるわけでもありません。しかし、法的な義務に基づいたものであったとしても、あるいは有事法制が仮に必要だとしても、旧友部町と旧岩間町を含めた新笠間市民の本当の安全安心に直接責任を有する笠間市が、この有事関連法体系や国民保護法が持つ重大な問題を市民全体に提起し、市民と認識を共有しないまま、ただ国や県の指導に従ってだけ保護計画を策定するならば、私は深刻な事態を招くおそれがあると指摘をせざるを得ません。

そしてまた、質疑の際に申しましたように、条例が専決処分されて設置される保護協議会によって、今後、実際に策定される保護計画は条例ではありませんので、議決案件にはなりません。笠間市が今後、有事関連計画を整備していくに当たって、私のように旧友部町議会出身の議員が意見を述べることができず、意思表示の機会さえなくなるというのは、議会軽視であり、議決権をも否定するものであります。こうした理由から、私はこの条例内容以前の問題として専決処分を認めるわけにはいかないということを強く訴えたいのであります。

また、専決処分が今回、不承認になっても、残念ながら今の法制度のもとでは法的拘束力がありません。ですから、今後、およそ議会を通らないようなものを提案者がどうしても通したい場合、専決処分に乘せてしまえば議決が可能になるということも起こり得るわけであります。だからこそ安易な専決処分は厳に慎まなければならないのであります。そうした事態を起こさないためにも、報告第1号を不承認とすべきではないかと考えます。

以上の理由により報告第1号を承認することに反対の意を表します。

議長（大関久義君） 以上で討論を終結いたします。

これより報告第1号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第1号は承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、報告第1号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第2号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第2号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第2号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第3号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第3号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第3号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第4号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第4号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第4号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第5号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第5号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第5号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第6号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第6号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第6号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第7号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第7号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第7号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第8号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第8号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第8号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第9号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第9号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第9号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第10号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第10号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第10号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第11号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第11号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第11号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第12号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第12号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第12号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第13号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第13号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第13号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第14号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第14号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第14号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第15号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第15号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第15号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第16号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第16号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第16号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第17号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第17号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第17号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第18号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第18号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第18号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第19号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第19号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第19号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第20号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第20号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第20号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第21号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第21号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第21号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第22号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第22号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第22号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第23号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第23号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第23号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第24号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第24号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第24号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第25号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第25号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第25号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第26号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第26号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」「異議あり」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議がありますので、起立により採決いたします。
報告第26号を承認することについて、賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（大関久義君） 起立多数であります。よって、報告第26号 専決処分の承認を求
めることについては承認することに決しました。

次に、報告第27号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第27号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第27号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第28号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第28号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第28号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第29号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第29号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第29号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第30号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。
報告第30号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第30号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第31号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第31号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第31号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第32号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第32号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第32号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第33号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第33号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第33号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第34号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第34号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第34号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第35号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第35号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第35号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第36号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第36号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第36号 専決処分の承認を
求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第37号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第37号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第37号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決しました。

次に、報告第38号 専決処分の承認を求めることについてを採決いたします。

報告第38号は承認することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、報告第38号 専決処分の承認を求めることについては承認することに決しました。

各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（大関久義君） 日程第3、各常任委員会及び議会運営委員会の閉会中の継続調査についてを議題といたします。

本件につきましては、お手元に配付いたしました資料のとおり、各常任委員長及び議会運営委員長から閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りいたします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（大関久義君） ご異議なしと認めます。よって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決しました。

以上で本日の日程は全部終了いたしました。

市長職務執行者あいさつ

議長（大関久義君） この際、市長職務執行者磯 良史君より発言を求められておりますので、これを許可いたします。磯市長職務執行者、あいさつをお願いします。

〔市長職務執行者 磯 良史君登壇〕

市長職務執行者（磯 良史君） 一言お礼を申し上げたいと思います。

4日、5日に開催されましたこのたびの臨時会、笠間市条例の制定についてを初めといたしまして、専決処分38件の報告のご審議を賜りまして、ご承認いただきましたこと、心からお礼を申し上げたいと思います。

そして、これからの市政運営に対しましては、このたびの皆様の貴重なご意見を新しい市長にまとめて引き継いでいきたいなと思っております。

今臨時会におきましては、新しい議会の体制が誕生いたしまして、心からお喜びを申し上げます。新しい議長を大関久義議員、新副議長、畑岡 進議員、このお二人

を中心にして、議会の議論、審議が円滑なうちに運ばれ、引き続き私どもへの行政への十分なるご指導を心からお願いする次第でございます。

最後になりますが、議員各位におかれましては、健康に十分留意されまして、ますますご活躍いただきますよう心からお願いを申し上げ、閉会のお礼の言葉にしたいと思います。ありがとうございました。（拍手）

閉会の宣告

議長（大関久義君） これにて平成18年第1回笠間市議会臨時会を閉会といたします。大変ご苦労さまでした。

午後4時07分閉会

地方自治法第123条第2項の規定により署名する

笠間市議会議長 大関久義

署名議員 鈴木努

署名議員 石田安夫